

性同一性障害と性別表記

——英語諸国の制定法を中心として——

大 島 俊 之

- I はじめに
- II カナダ各州の制定法
- III カナダ法の要約
- IV アメリカ合衆国各州の制定法
- V アメリカ法の要約
- VI サウス・オーストラリア州の性再指定法
- VII フィンレー教授のコメント
- VIII ニュージーランドの1995年法
- IX おわりに

I は じ め に

性同一性障害に関する法的な諸問題のうち、わが国の現状における最大の問題は、戸籍上の性別表記の訂正・変更が認めるべきかということである。

筆者は、これまでも、性別表記の訂正・変更について立法的に解決している国の法律について紹介するために、努力してきた。しかし、筆者の語学力が乏しいために、諸外国の状況を十分に把握することができていない。筆者の知る限りでは、性同一性障害の問題に関する規定を設けている国々は、今回紹介する英語諸国を除けば、下記のとおりである。

1 スウェーデン (1972年)

「特定の場合における性の確認に関する1972年4月21日の法律」が施行されている。スウェーデン法については、大島俊之「性転換と戸籍訂正」法律時報55巻1号(1983年)および菱木昭八朗「スウェーデン・性の転換に関する法律」専修法学68号(1996年)を参照。

2 ドイツ (1980年)

「特定の場合における名の変更および性の確認に関する1980年9月10日の法律」が施行されている。ドイツ法については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ484号(1983年)、石原明「性転換に関する西ドイツの法律——その医学的ならびに法的視点」神戸学院法学13巻2号(1982年)、石原明「性転換法の年齢制限に対する違憲判決——西ドイツ」神戸学院法学13巻3号(1983年)および大島俊之「性転換法成立(1980年)前におけるドイツ判例の転換——連邦憲法裁判所1978年10月11日決定を契機とする転換——」神戸学院法学29巻2号(1999年)を参照。

3 イタリア (1982年)

1982年4月14日の特別法で、身分証書の性別表記の訂正が認められた。多数の性同一性障害者が、共同して、ヨーロッパ人権委員会に請願したためである。「友好的解決」を求めたイタリア政府が、立法的解決をはかったのである。イタリア法については、大島俊之「イタリアの性別表記訂正法」神戸学院法学29巻3号(1999年)を参照。

4 オーストリア (1983年)

1983年7月18日の連邦内務大臣の回状(Runderlaß)「トランスセクシュアルの身分登録法上の地位」(番号10.582/24-IV/4/83)によって、身

性同一性障害と性別表記

分登録上の性別表記の変更が認められている。以下では、この回状を紹介する。

1. 1981年12月10日の回状（番号 10.582/10-IV/4/81）（ÖStA 1982, 1-1）によって、出生登録の変更または名の変更の許可を求める申請について判断する権限を有する州政府の官庁の公務員は、トランスセクシュアルの申請について、審査手続の終了後であって、しかも決定の前に、連邦内務大臣および連邦司法大臣による法的な見解の包括的な告知に従うことが求められた。

2. 本回状が対象とする申請については、連邦首相府、憲法機関（Verfassungsdienst）、連邦保健環境省、連邦内務省、連邦司法省および医学の専門家の中で、何度か協議をした。これらの協議において、トランスセクシュアリズムの医学的な側面に関する議論は、診断の観点において一致した見解に到達することができなかった。

いくつかの国において立法的措置が講じられているが、互いに大きく異なっている点がある。この事実から、協議に参加した連邦の各省は、次の点で見解が一致した。極めて僅かの事例しか明らかになっておらず、オーストリアにおいては立法措置を講じることは適切でない。しかし、〔人の〕外見を反対の性に変更することを目的とする医学的な手段に付随して、すでに発生している個々の問題を解決する必要がある、ということでは各省の見解が一致した。

3.1 現在の法状況においては、身分登録法（PStG）第30条によってのみ法的な対処が可能である（現行の身分登録法は1983年に大改正されたものであり、ここにいう身分登録法は、旧身分登録法のことである——大島注）。この規定によって、適切な証拠がある場合には、欄外付記（Randvermerk）の方式によって、性の変更の登録が可能である。

3.2 判断する権限を有する官庁は、申請者の提起した理由だけに基づいて判断することに満足せず、専門家を関与させるべきである。トランスセクシュアリズムの問題に関して知識と経験を有する信頼のおける専

門家が適切である。このような要件を満たすため、かつ、統一的な判断を確保するために、ウィーン大学法医学研究所 (Institut für Gerichtsmedizin der Universität Wien) に、鑑定書の作成を求めるべきである。

3.3 鑑定書は、以下のことを証明すべきである。

3.3.1 申請者が、長年にわたって他の性に属しているという強い意識 (zwanghaften Vorstellung) を持って生きてきたこと、そして、それが自己の性を改める処置 (geschlechtskorrigierenden Maßnahme) を受け入れる程のものであったということ。

3.3.2 その処置の結果、他の性の外見に極めて明瞭に近づいていること。

3.3.3 他の性に属しているという意識が変わらないであろうという高い蓋然性があること。

3.4 官庁は、鑑定書の作成に要する費用について、申請者に現金で予納させる (§76 Abs. 1 zweiter Satz AVG 1950)。

申請者は、その前払について郵便為替によることができる (§76 Abs. 4 AVG 1950)。

3.5.1 司法省および内務省の一致した見解によれば、出生登録簿 (Geburtenbuch) に性別の変更を欄外付記した後は、当事者のその時までの婚姻は消滅する。しかし、その時までには、婚姻は存続するものとみなすべきである。したがって、その婚姻から生まれた子は、相変わらず嫡出子である。

3.5.2 したがって、出生登録簿に性別の変更を欄外付記する場合には、同時に、家族登録簿 (Familienbuch) に婚姻が消滅した旨を欄外付記すべきであり、そのことを性別変更の付記と併せて付記すべきである。

4. 申請者が名の変更だけで満足する場合には、出生登録簿の性別表記には何の変更をも加えない。しかし、この場合にも、鑑定書を求めるべきであり、したがって、3.3で述べた要件を満たさなければならない。

5. 判断すべき事項が困難である場合には、当該決定について能力の

性同一性障害と性別表記

あると思われる関係官庁に対して、援助を求めることができる。出生登録簿に性別表記の変更または名の変更を登録を求めるトランスセクシュアルの申請について、審査手続の終了後であって、かつ、3.の鑑定書を受領する前に、当該官庁の意見を求めるものとする。

なお、オーストリア行政裁判所1997年9月30日判決（TE VwGH Erkenntnis 1997/09/30）には、次のような記述がある。

「オーストリアの法体系（vgl. etwa Art. 7 Abs. 3 B-VG und Art. 12 MRK）および社会生活は、すべての者は男性または女性に分類される、という原則に依拠している。そして、手術を終えたトランスセクシュアルをどちらの性に分類すべきかという問題に関して、これまでのところ制定法はない。（中略）トランスセクシュアリズムから生じる諸問題に関する行政的な取扱（行政裁判所にとって拘束力のある法源ではない）は、1983年7月18日の連邦内務大臣の回状（Zl 10.582.24/-IV/4/83）による。この回状は、1996年11月27日の回状（Zl 36.250.66/-IV/4/96）によって改正された」。

5 オランダ（1985年）

1985年4月24日法（官報243号）によって、性同一性障害者の性別表記の訂正等に関する特別の規定を、民法典に挿入した。オランダ国籍を持っていない者をも対象としている点および性再指定手術を受けたことを要件としていない点に、特徴がある。オランダ法に関しては、大島俊之「性同一性障害とオランダ法——立法的解決（1985年）前の状況——」神戸学院法学29巻4号（2000年）を参照。

以下では、ロンドンに本部を置く非政府組織であるリバティー（Liberty）の意見書によって、その内容を紹介する（この意見書は、ヨーロッパ人権裁判所1998年7月30日判決〔シェフィールドおよびホーシャム対連合王国事件〕に際して、リバティーから同裁判所に提出されたもので

ある)。原文は英語である。

第29 a 条 ①すべてのオランダ人は、出生証書に記載された性別と異なる性に属するという確信を抱いており、指定された性別に身体的に適応しており、かつ、そのことが医学的及び心理的観点から正当視される場合には、地方裁判所に対して、出生証書に登録された性を変更することを請求することができる。ただし、当該人物が次の要件を満たしている場合に限る。

a 婚姻しておらず、

b 出生証書に男性と登録されている場合には、その者が子を妊娠させることができず、又は出生証書に女性と登録されている場合には、その者が子を妊娠することができないこと。

②～④略

第29 b 条 ①請求には、出生証書、及び裁判所によって指定された専門家が6か月以内に作成し、次の事項を証明する証明書を添付しなければならない。

a 請求者が出生証書に記載された性別と異なる性に属するという確信を抱いていること、専門家の意見によれば、請求者がそのように生きてきた期間を考慮して、今後も永続するであろうことを証明する事実及び状況。

b 指定された性別に身体的に適応している程度、及びそのことが医学的及び心理的観点から正当視されること。

c 出生証書に男性と登録されている場合には、その者が子を妊娠させることができず、又は出生証書に女性と登録されている場合には、その者が子を妊娠することができないこと。

② 請求者がすでに望みの性別に適応している場合には、前項 a 号の規定する記述は必要としない。

第29 c 条 ①裁判所は、請求者が出生証書に記載された性別と異なる

性同一性障害と性別表記

性に属するという確信を抱いており、その確信が永続的であり、第29 a 条第1項の規定する要件を満たしていると判断する場合には、請求を認める。

②裁判所は、請求を認める場合には、請求されたときは、名の変更も認めることができる。

第29 d 条 [略]

6 トルコ (1988年)

トルコ民法典第29条(トルコは1926年にスイス民法典を継受している)が、1988年5月4日の法律第3444条によって改正され(5月12日施行)、性別表記の変更が認められた。

以下では、ロンドンに本部を置く非政府組織であるリバティ (Liberty) の意見書によって、その内容を紹介する(この意見書は、ヨーロッパ人権裁判所1998年7月30日判決〔シェフィールドおよびホーシャム対連合王国事件〕に際して、リバティから同裁判所に提出されたものである)。原文は英語である。なお、ヨーロッパ人権裁判所1998年7月30日判決〔シェフィールドおよびホーシャム対連合王国事件〕については、大島俊之「性同一性障害とヨーロッパ人権裁判所」神戸学院法学29巻3号(1999年)を参照。

民法典第29条 出生の後に性転換がなされた場合において、医学鑑定書によって証明されたときは、トランスセクシュアルの身分登録において、必要な変更を行う。すべての場合において、トランスセクシュアルの人物が婚姻しているときは、これらの登録を訂正するためには、配偶者に対して訴訟を提起する。裁判所は、その判決において、子の親権者を指定する。婚姻は、身分登録においては、自動的に解消される。

なお、アメリカ合衆国各州の判例による問題の解決については、本誌

の前号において紹介した(大島俊之「性同一性障害と出生証明書——アメリカの判例における性別表記と名の変更——」神戸学院法学30巻1号(2000年))。

II カナダ各州の制定法

カナダ全州(10州)について調査してみたが、筆者の調査によって確認することができたのは、下記の州だけである。数字の前にある記号の意味は次のとおりである。

○ = 出生証明書上の性別表記の訂正・変更が可能。

? = 出生証明書上の性別表記の訂正・変更が可能とは明記した規定を発見することができなかった。

○1 アルバータ州

アルバータ州出生登録法22条(R. S. A. 1980, c. V-4, s. 22)

(1) ある者が性の解剖学的な構造を変更(anatomical sex structure changed)し、出生証明書上の性別表記と異なる性に変更した場合において、長官が次の書類、すなわち

(a) 当該人物の解剖学的な性(anatomical sex)が変更された旨を証明する2人の医師による2通の宣誓供述書、及び

(b) 当該人物のアイデンティティーに関する十分な証拠を受領したときは、次の行為をする。

(c) 当該人物の性別がアルバータ州内で登録されている場合には、その登録の性別を変更させる。

(d) 当該人物の性別がアルバータ州外で登録されている場合には、その登録がされている地において、出生及び婚姻の登録について任務を負っている公務員に対して、長官が受領した性転換の証拠の写しを送付する。

(2) 本条に基づいて表記が変更された後に、出生証明書又は婚姻証明

性同一性障害と性別表記

書を発行する場合には、変更された性別表記が元からのものであるかのよう

に表記するものとする。

○2 ブリティッシュ・コロンビア州

ブリティッシュ・コロンビア州出生登録法27条 (R. S. B. C. 1996, c. 479, s. 27)

(1) ある者がトランスセクシュアルの手術 (trans-sexual surgery) を受け、本条に基づく申請をした日において婚姻していない場合において、本条2項の規定に基づいて長官に対して申請をしたときは、長官は、その者の出生証明書上の性別表記を変更し、トランスセクシュアルの手術によって意図した結果と合致するように性別表記をするものとする。

(2) 第1項に基づく申請は、長官の定める方式に従い、かつ、以下の書類を添付しなければならない。

(a) トランスセクシュアルの手術がカナダのいずれかの州において行われた場合には、その州において医療を実施することができる免許を有する医療従事者の証明書。この証明書は、実施された手術の手続について説明し、当該医療従事者が申請者に対してトランスセクシュアルの手術を実施したことを証明するものでなければならない。

(b) トランスセクシュアルの手術がカナダ国外で行われた場合には、次の証拠。

(i) 手術を実施した者が、手術の時点において、当該国において医療を実施することができる資格を有することについて、長官を十分に納得させることができる証拠。

(ii) 手術を実施した者が、(a)号の規定する証明書を作成すること。

(c) 医療を実施することができる免許を有する医療従事者であって、かつ、当該トランスセクシュアルの手術を実施しなかった者が、次の事項を証明すること。

- (i) その医療従事者が、申請者を診察したこと。
 - (ii) 診察の結果が、トランスセクシュアルの手術を実施した医療従事者による証明書の内容を確認するものであること。
- (3) 本条に基づいて出生登録が変更された後に、出生証明書を発行する場合には、本条に基づいて変更した性別表記が元からのものであるかのように表記するものとする。

○3 マニトバ州

マニトバ州出生登録法25条 (R. S. M. 1987, c. V-46, s. 25)

(1) トランスセクシュアルの手術 (transsexual surgery, opération de changement de sexe) を受けた者が、定められた手数料を支払い、自己の性別表記の変更を申請した場合には、登録長官は、その手術によって意図した結果と合致するように性別表記を変更させることができる。

(2) 第1項に基づく申請書には、以下の書類を添付しなければならない。

(a) 申請者に対してトランスセクシュアルの手術が実施された地において医療を実施することができる免許を有する(2人の)医療従事者が次の事項を証明する証明書2通。

(i) その者が、申請者にトランスセクシュアルを手術を実施したこと、又は立ち会ったこと。

(ii) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(b) カナダにおいて医療を実施することができる免許を有する医療従事者であって、かつ、当該トランスセクシュアルの手術について実施又は立会いをしなかった者が、次の事項を証明する証明書1通。

(i) その医療従事者が、申請者を診察したこと。

(ii) 診察の結果、申請者に対してトランスセクシュアルの手術が実施されたことを確認したこと。

性同一性障害と性別表記

(iii) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(c) 登録長官が求めるその他の証拠。

(3) 第2項(a)号の規定する医学的な証明書を入手することができない場合には、登録長官は、同号の内容に関して必要と判断する証拠を求めることができる。

(4) 本条に基づいて出生登録が変更された後に、出生証明書又は婚姻証明書を発行する場合には、本条に基づいて変更した性別表記が元からのものであるかのように表記するものとする。

○4 ニューブランズウィック州

ニューブランズウィック州出生登録法34条 (N. B. A. C. 1979, V-3, s. 34)

(1) ある者がトランスセクシュアルの手術 (trans-sexual surgery) を受け、本条に基づく申請をした日において婚姻していない場合には、その者は、長官に対して、その者の出生証明書上の性別表記を変更し、トランスセクシュアルの手術によって意図した結果と合致するように性別表記をすることを申請することができる。

(2) 第1項に基づく申請をする者は、名の変更も申請することができる。

(3) 長官が第1項及び第2項の規定する変更の申請を受理した場合において、長官の定める方式に従った以下の書類が添付されているときは、変更を命じることができる。

(a) トランスセクシュアルの手術が実施された地において医療を実施することができる免許を有する医療従事者の証明書。

(i) 実施された手術の手続に関する説明。

(ii) 次の事項の証明。

(A) その者が、申請者にトランスセクシュアルの手術を実施し

たこと。

(B) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(b) カナダにおいて医療を実施することができる免許を有する医療従事者であって、かつ、当該トランスセクシュアルの手術を実施しなかった者が、次の事項を証明する証明書。

(i) その医療従事者が、申請者を診察したこと。

(ii) 診察の結果、申請者に対してトランスセクシュアルの手術が実施されたことを確認したこと。

(iii) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(c) 申請者のアイデンティティを十分に証明すると登録長官が判断する証拠。

(d) 長官の定める方式に従った申請者の宣言。

(3.1) 第3項(a)号の規定する医学的な証明書を入手することができない場合には、申請者は、トランスセクシュアルの手術について、登録長官が必要と判断する証拠を提出しなければならない。

(4) 本条に基づいて出生登録が変更された後に、出生証明書を発行する場合には、本条に基づいて変更した性別表記が元からのものであるかのように表記するものとする。1983, c. 94, s. 12; 1996, c. 24, s. 21.

? 5 ニューファンドランド州

出生証明書に関する規定を入手することができなかった。

○6 ノヴァスコシア州

ノヴァスコシア州出生登録法25条 (R. S. N. S. c. 494, s. 25)

(1) ある者が性の解剖学的な構造を変更 (anatomical sex structure changed) し、出生証明書上の性別表記と異なる性に変更した場合にお

性同一性障害と性別表記

いて、長官が次の書類、すなわち

(a) 当該人物の解剖学的な性 (anatomical sex) が変更された旨を証明する2人の医師による2通の宣誓供述書、及び

(b) 当該人物のアイデンティティーに関する十分な証拠を受領したときは、次の行為をする。

(c) 当該人物の性別が当州内で登録されている場合には、その登録の性別を変更させる。

(d) 当該人物の性別が当州外で登録されている場合には、その登録がされている地において、出生の登録について任務を負っている公務員に対して、長官が受領した性転換の証拠の写しを送付する。

(2) 本条に基づいて表記が変更された後に、出生証明書又は婚姻証明書を発行する場合には、変更された性別表記が元からのものであるかのように表記するものとする。

○7 オンタリオ州

オンタリオ州出生登録法36条 (R. S. O. 1990, c. V-4, s. 36)

(1) ある者が自己の性の解剖学的な構造 (anatomical sex structure) を、出生証明書上に表記されている性とは異なる性に変更した場合には、その者は、登録長官に対して、その者の出生証明書上の性別表記を変更し、トランスセクシュアルの手術 (transsexual surgery) によって意図した結果と合致するように性別表記をすることを申請することができる。

(2) 第1項に基づく申請書には、以下の書類を添付しなければならない。

(a) トランスセクシュアルの手術が実施された地において医療を実施することができる免許を有する医療従事者が次の事項を証明する証明書。

(i) その者が、申請者にトランスセクシュアルの手術を実施し

たこと。

(ii) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(b) カナダにおいて医療を実施することができる免許を有する医療従事者であって、かつ、当該トランスセクシュアルの手術を実施しなかった者が、次の事項を証明する証明書。

(i) その医療従事者が、申請者を診察したこと。

(ii) 診察の結果、申請者に対してトランスセクシュアルの手術が実施されたことを確認したこと。

(iii) トランスセクシュアルの手術の結果、申請者の出生証明書上の性別表記を変更すべきこと。

(c) 申請者のアイデンティティーを十分に証明すると登録長官が判断する証拠。

(3) 第2項(a)号又は(b)号の規定する医学的な証明書を入手することができない場合には、申請者は、トランスセクシュアルの手術について、登録長官が必要と判断する証拠を提出しなければならない。

(4) 本条に基づく申請がなされた場合には、登録長官は、手術の結果と合致するように申請者の出生登録を変更させる。

(5) 本条第4項の規定する変更がなされる前に発行された出生証明書又はその認証された写しを保管している者は、登録長官の請求があるときは、登録長官に対してその証明書又は認証ある写しを返還しなければならない。

(6) 本条に基づいて出生登録が変更された後に、出生証明書を発行する場合には、本条に基づいて変更した性別表記が元からのものであるかのように表記するものとする。

○8 プリンス・エドワード島州

プリンス・エドワード島州出生登録法9条 (R. S. P. E. I. 2000, c. V-4,

s. 9)

(1)-(6) 〔略〕

(7) 本条の規定に基づいて出生登録がなされた後に、子のアイデンティティーが、長官を満足させる程に確定された場合、又はそれに関する追加情報を長官が受領した場合には、長官は、次のことを命じる。

(a) 本条に基づいてなされた出生登録の取消、追加又は訂正、及び、

(b) 必要な場合には、出生の現在の事実と合致させるために新しい登録を行い、元の登録と置き換えること。

また、長官は、当初の出生登録には取消を記載し、それ以降、それに基づいて証明書を発行しない。

(8) 第7項の規定に基づいて子の新しい出生登録がなされた場合には、登録の年月日として、元の登録の年月日を記載する。

○9 ケベック州

1994年1月1日から施行されているカナダ・ケベック州の新しいケベック民法典 (Code Civil de Québec) においては、性別表記の変更に關する規定がある (71条～73条)。この規定は、1977年から施行されていた「氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律」の内容にわずかな修正を加えて、民法典に取り込んだものである。ケベック法については、大島俊之「ケベック法における氏・名・性別」大阪府立大学経済研究35卷4号 (1990年) および大島俊之「性同一性障害と性別表記の変更・訂正——ケベックおよびニュージーランドの立法——」神戸学院法学30卷1号 (2000年) を参照。

新民法典の構成の冒頭部分だけを示すと、次のとおりである。性別表記の変更に關する規定は、第1編人、第3章人格権のいくつかの要素、第1節氏名、第4款性別表記の変更および第5款決定の変更に含まれている。

ケベック新民法典の第1編 人

第1章 私権の享有及び行使	第1条—第9条
第2章 いくつかの人格権	第10条—第49条
第1節 身体権	第10条—第31条
第2節 子の権利の尊重	第32条—第34条
第3節 名誉権及びプライバシー権の尊重	第35条—第41条
第4節 死後の死体の尊重	第42条—第49条
第3章 人格権のいくつかの要素	第50条—第152条
第1節 氏名	第50条—第74条
第1款 氏名の付与	第50条—第54条
第2款 氏名の使用	第55条—第56条
第3款 氏名の変更	第57条—第70条
第4款 性別表記の変更★	第71条—第73条
第5款 決定の変更★	第74条
第2節 住所及び居所	第75条—第83条
第3節 不在及び死亡	第84条—第102条
第4節 身分登録簿	第103条—第152条
第1款 身分登録官	第103条
第2款 身分登録簿	第104条—第106条
第3款 身分証書	第107条—第128条
第1目 総則	第107条—第110条
第2目 出生証書	第111条—第117条
第3目 婚姻証書	第118条—第121条
第4目 死亡証書	第122条—第128条
第4款 身分登録簿の変更	第129条—第143条
第1目 総則	第129条
第2目 証書の調製及び記載	第130条—第140条
第3目 証書及び登録簿の訂正及び再調製	第141条—第143条

性同一性障害と性別表記

第5款 身分登録の公開	第144条—第150条
第6款 身分登録の内容及び公開に関する規定	第151条—第152条

次に関連する規定を翻訳して紹介する。

第4款 性別表記の変更

第71条 ①性器の構造的な変更 (modification structurale des organes sexuels) 又は性的な外見を変更することを目的とする医学的・外科的な処置 (des traitements médicaux et des interventions chirurgicales) を受けて成功した者は、出生証書中の性別表記の変更、及び希望するならば、名の変更を請求することができる。

②成年者であり、婚姻しておらず、1年以上ケベック州内に居住しており、かつ、カナダ国籍を有する者に限り、前項の請求をすることができる。

第72条 請求は、身分登録長官に対して行う。請求に際しては、理由書の他に、処置又は手術をした医師の証明書を添付しなければならない。さらに、当該処置又は手術に関与しなかった医師であって、ケベック州内で業務を行っている者によって、請求者が当該処置に成功している旨を証明する証明書を添付しなければならない。

第73条 ①性別表記の変更の請求は、氏名の変更の請求の場合と同様の手続による。また、公示その他については、氏名変更の請求の場合の規定を準用する。

②しかし、身分登録においては、出生証書だけに新しい性別を記載する。

第5款 決定の変更

第74条 氏名の付与、変更又は性別表記の変更に関する身分登録長官

の決定は、利害関係を有する者の請求によって、裁判所だけが変更することができる。

? 10 サスカチュワン州

出生証明書に関する規定を入手することができなかった。

III カナダ法の要約

以上に紹介してきたカナダの各州の立法の内容を要約してみよう。

1 性再指定手術を受けていることが必要か

要件の点での最大の問題は、性再指定手術を受けていることを要するか否かである。

(1) 「トランスセクシュアルの手術」と明記している州（4州）

ブリティッシュ・コロンビア州「トランスセクシュアルの手術」
(27条1項)

マニトバ州「トランスセクシュアルの手術」 (25条1項)

ニューブランズウィック州「トランスセクシュアルの手術」
(34条1項)

* オリタリオ州「トランスセクシュアルの手術」 (36条2項(a)号)

(2) 「性の解剖学的な構造」の変更と規定している州（3州）

アルバータ州「性の解剖学的な構造を変更」 (22条1項)

ノヴァスコシア州「性の解剖学的な構造を変更」 (25条1項)

* オンタリオ州「性の解剖学的な構造」の変更 (35条1項)

「性の解剖学的な構造」の変更とは、性再指定手術を受けたことを意味するものと考えられる。ホルモン療法のみで性の機能を一部を喪失することはあろうが、「解剖学的な構造」の変更までは生じないと考えられる。

(3) ケベック州

性同一性障害と性別表記

ケベック州「性器の構造的な変更又は性的な外見を変更することを目的とする医学的・外科的な処置」 (71条1項)

2 婚姻していないことが必要か

(1) 婚姻していないことを要件として規定している州 (3州)

ブリティッシュ・コロンビア州、ニューブラウンズウィック州およびケベック州。

(2) 婚姻については規定していない州 (4州)

アルバータ州、マニトバ州、イヴァスコシア州およびオンタリオ州。

3 裁判所の判決が必要か

性別表記の変更を命じる裁判所の命令を必要とするか、それとも医師の宣誓供述書だけで足りるか。カナダの7州はすべて、裁判所による性別表記の変更命令を必要とせず、医師の宣誓供述書・証明書だけで足りるとしている。

4 医師の宣誓供述書・証明書

カナダの多くの州においては、2人の医師による宣誓供述書・証明書が要求されている (マニトバ州では3人)。

また、カナダの多くの州では、性再指定手術に関与した医師の宣誓供述書・証明書1通と、関与しなかった医師の宣誓供述書・証明書1通が要求されている。

これに対して、アルバータ州およびノヴァスコシア州では、性再指定手術に関与したか否かに関係なく、単に2人の医師の宣誓供述書があればよい。

5 変更の事実が分からないように表記すること

カナダの多くの州においては、性別表記の変更をしたことが、出生証

明書を見ても分からないように表記すべき旨を定めている。

IV アメリカ合衆国各州の制定法

F TMインターナショナルのジェイムズ・グリーン氏は、2000年5月に来日した際における朝日新聞とのインタビューにおいて、アメリカ合衆国では「性転換手術を受けた人は、現在、5州を除いて、出生証明書の性別変更ができる」と発言している(朝日新聞2000年5月21日付朝刊「性転換者への偏見打開訴え／アメリカの活動家来日／『自然な存在と認めて』」)。また、岡山の山陽新聞の性同一性障害に関する記事では、「米国の大半の州は出生証書やパスポートの性別変更を認め」と報道している(山陽新聞2000年2月23日付朝刊「男と女／本当の自分を求めて／性同一性障害の周辺」(社会部日向一字記者執筆))。

これに対して、安達亜紀「性をみつめて／境界を越える／10・11」(産経新聞2000年6月28日・29日付朝刊——表題は大阪版による)のなかで大島俊之は「アメリカでは二十あまりの州の法律で、性別再指定手術を受けた人が出生証明書の性別訂正ができることを明記」と述べている。

アメリカ合衆国全州(50州)、ワシントンDCおよびグアムについて調査してみたが、筆者の調査によって確認することができたのは、下記のとおりである。数字の前にある記号の意味は次のとおりである。

○＝出生証明書上の性別表記の訂正・変更が可能。

?＝出生証明書上の性別表記の訂正・変更が可能と明記した規定を発見することができなかった。

△＝出生証明書上の性別欄を空欄にする。

×＝出生証明書上の性別表記の訂正・変更は不可能。

○1 アラバマ州

アラバマ州法典22-9A-19.1-269条(Ala. Code §22-9A-19.1-269)

(a) 本節の規定に従って登録された証明書は、本節の規定及び出生登

性同一性障害と性別表記

録の全体性と正確性を確保するために審議会が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

(b) 〔略〕

(c) 出生証明書上の名の変更

(1)-(2) 〔略〕

(3) 当州で出生した者の名の変更を命じる管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、州登録官は、その名を示すために、その者の出生証明書を変更する。

(d) 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたこと、及び名が変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、その個人の出生証明書は、これらの変更を反映するように、規則に従って変更する。

(e) 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更しない。

(f) 〔略〕

Acts 1992, No. 92-607, p. 1255, §19.

? 2 アラスカ州

アラスカ州法18.50.290条 (Alaska Stat. §18.50.290) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

○ 3 アリゾナ州

アリゾナ州法律集36-326条 (Ariz. Rev. Stat. §36-326)

A 州登録官は、当州で出生した人物について、以下の場合には、新しい出生証明書を作成する。

1.-3. 〔略〕

4. 免許を有する医師が、ある人物について、外科手術 (surgical operation) 又は染色体検査をし、手術又は染色体検査の結果、その人物の元の書類に記載している性とは異なる性が確定されたことを証明する場合。州登録官は、必要と判断する場合には、さらなる証拠を求めることができる。また、新しい証明書を作成する前に、提出された証拠について、独立した専門家による評価を求めることができる。

○4 アーカンソー州

アーカンソー州法典20-18-307条 (Ark. Code §20-18-307)

(a) 本節の規定に従って登録された証明書、報告書及び記録は、本節の規定及び出生登録及び報告書の全体性と正確性を確保するために審議会が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

(b) 〔略〕

(c) 当州で出生した者の名について、本人、親、保護者又は法定代理人の請求に基づき、その変更を命じる管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、州登録官は、その名を示すために、その者の出生証明書を変更する。

(d) 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたこと、及び名が変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、そのように変更する。

(e) 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更せず、その理由について申請者に通知する。そして、州登録官は、管轄権のある裁判所に対して不服申立をする権利を有する旨を、申請者に通知する。

(f)-(g) 〔略〕

性同一性障害と性別表記

Acts 1981, No. 120, §20; A. S. A 1947, §82-520; Acts 1995, No. 1254, §14.

○5 カリフォルニア州

カリフォルニア州法典 103425 条～103445 条 (Cal. Code §103425-103445)

第103425条 当州で出生した者が性的な特徴を反対の性に変更することを目的とする外科的な治療 (surgical treatment) を受けた場合には、新しい出生証明書を用意し、ジェンダーの変更を反映させ、また、当州、他の州、D.C.又は合衆国の領土の裁判所の命令を得て行われた名の変更を反映させるものとする。これらの場合において、新しい出生証明書の発行の申立は、申立人の居住する地方の裁判所に対して行うものとする。

第103430条 (a) 申立は、性転換を証明する医師の宣誓供述書、及び (該当する場合には) 申立人の名を変更する裁判所の命令の認証ある写しを添付するものとする。

(b) 申立については、裁判所の指定する日に聴問する。いかなる者も、異議を唱えることができ、裁判所に対して出生証明書の変更に反対する理由を開示することができる。聴問においては、裁判所は、申立人及び申立に関する事実を知っている者に宣誓させた上で陳述させる。聴問の終了にあたり、裁判所は、適切と判断する場合には新しい出生証明書の発行を命じ、又は申立を却下する。

(c) 新しい出生証明書の発行を命じる裁判所の命令の認証ある写しは、命令の日から30日以内に、州登録官に提出する。この書類と第103725条の規定する手数料を受領した場合には、州登録官は、申立人のために新しい出生証明書を発行する。

(d) 手術によって登録者の変更された性を表記する場合、及び第103425条に規定する裁判所の命令によって名を変更する場合には、新し

い出生証明書には本条の申立に従って名を変更した旨を記載しないものとする。新しい出生証明書には、それが申立人の元の出生証明書ではないことを記載せず、また形式的にそのことを示さないものとする。

第103435条 別個の手続によらずに、名の変更及びジェンダーの変更を反映する新しい出生証明書の発行を同時に求める申立は、高位裁判所に対して行うものとする。この申立については、裁判所は、民事訴訟法典 (Code of Civil Procedure) の第3部、第8章 (第1275条以下) の規定に従うものとする。この規定に従って裁判所の発行する命令の認証ある写しは、30日以内に、州務長官及び州登録官の双方に提出するものとする。その写しを受理した場合には、州登録官は、本条の規定する新しい出生証明書を発行する。

第103440条 新しい出生証明書は、申立人についてそれ以前に登録された出生証明書に取って代わる。新しい出生証明書のみを公示する。申立書及びそれを補強する宣誓供述書は、元の出生証明書とともに登録し、州登録官の登録の一部となる。新しい出生証明書を除き、本条のすべての記録及び情報は、登録者自身の書面による申請又は裁判所の命令がある場合に限り、提供することができる。

本節の規定に従って新しい出生証明書が作成された場合には、州登録官は、新しい出生証明書の写しを、元の証明書を保管している地方登録官に対して送付する。この場合に、現実的であるならば、地方登録官は、元の証明書の写しを州登録官に送付する。地方登録官にとって、元の写しを州登録官に送ることが現実的でない場合には、地方登録官は、元の証明書を抹消又は毀滅することなく封印をし、その旨を証明する書面を州登録官に送付する。その後は、元の記録に含まれている情報は、登録者自身の書面による申立又は裁判所の命令がある場合に限り提供することができる。

第103445条 州登録官は、本節の規定に従って新しく作成された出生証明書を、追加手数料を徴収することなく、申立人に送付する。

性同一性障害と性別表記

○6 コロラド州

コロラド州法律集25-2-115条 (Colo. Rev. Stat. §25-2-115)

(1) 出生報告書及び証明書は、本条及び規則による場合に限り、変更することができる。〔後略〕

(2) 当州で出生した者の名について、その変更を命じる管轄権のある裁判所の命令の認証ある写し、及び本人、親、保護者又は（本人が法的に無能力であるときには）法定代理人の申立を受領した場合には、その新しい名を示すために、元の出生証明書はこれを変更する。

(3) 州登録官が出生証明書又は死亡証明書を変更した場合には、その変更について、速やかに出生登録を保管している者に通知し、記録を変更するものとする。

(4) 当州で出生した個人の性が外科的な手続（surgical procedure）によって変更されたこと、及びその個人の名が変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、その個人の出生証明書は、規則に定める方式に従って変更する。

(5) 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更しない。そして、州登録官は、申請者に対して、その理由を通知し、管轄権のある裁判所に不服申立をする権利を有する旨を申請者に通知する。

? 7 コネティカット州

コネティカット州一般法19A-42条 (Conn. Gen. Stat. §19A-42) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

? 8 テラウエア州

テラウエア州法典16-3121 条 (Del. Code §16-3121) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

? 9 フロリダ州

フロリダ州法律集382.016 条 (Fla. Stat. §382.016) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

○10 ジョージア州

ジョージア州法典31-10-23条 (Ga. Code §31-10-23)

(a) 法律に異なる定めがある場合を除き、本節の規定に従って登録された証明書及び記録は、本節の規定及び出生登録の全体性と正確性を確保するために省が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

〔後略〕

(b)-(c) 〔略〕

(d) 当州で出生した個人の名について、その変更を命じる高位裁判所、検認裁判所、その他の管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領し、かつ、本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、州登録官は、その新しい名を示すために、出生証明書を変更する。

(e) 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたこと、及びその個人の名が変更されたことを示す裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、その個人の出生証明書は、規則に定める方式に従って変更する。

(f) 〔略〕

(g) 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の

性同一性障害と性別表記

書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更しない。そして、州登録官は、申請者に対してその理由を通知し、裁判所に不服申立をする権利を有する旨を申請者に通知する。

(h) 証明書又は報告書を変更した場合には、州登録官は、その変更について、関係する地方登録官に通知し、記録を変更させるものとする。

○11 ハワイ州

ハワイ州法律集338-17.7条 (Haw. Rev. Stat. §338-17.7)

以下の場合に、新しい出生証明書を作成する。

(a) 以下の場合には、保健省は、当州で出生し、すでに出生証明書が同省に登録されている者について、新しい出生証明書を作成する。以下では、この者のことを「出生登録者」という。

(1)-(3) [略]

(4) 出生登録者を診察した医師が、以下のことを確認する宣誓供述書を提出した場合。

(A) 出生登録者の性別表記が登録の際に誤って登録されたこと。

(B) 出生登録者が性転換手術 (sex change operation) を受け、出生登録者の出生証明書上の性別表記が現在では正しくないこと。

保健省長官は、さらなる調査をすることができる。また、長官は、必要と判断する追加情報を求めることができる。

(5) [略]

L 1973, c 39, §1; am L 1975, c 66, §2 (3); am L 1979, c 130, §1 and c 203 §1; am L 1982, c 4, §1; am L 1983, c 65, §1; am L 1984, c 167, §1; am L 1993, c 131, §2.

? 12 アイダホ州

アイダホ州法典39-250条 (Idaho Code §39-250) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

○13 イリノイ州

イリノイ州法律集410-535-17条 (410 Ill. Comp. Stat. §535-17)

(1) 州の出生登録官は、当州で出生した者について、以下の書類を受領した場合には、新しい出生証明書を作成する。

(a)-(c) [略]

(d) ある者が手術 (operation) を受けたことによって、その者の出生証明書上の性別表記を変更すべき旨を述べている手術をした医師による宣誓供述書。州の出生登録官は、適切と判断する場合には、調査をし、又は必要と判断する追加情報を求めることができる。

(2) (a) 元の証明書、及び養子縁組、親子関係、準正又は性転換 (sex change) に関する証拠は、閲覧又は証明の対象とならない。ただし、裁判所の命令がある場合、又は別段の定めがある場合は、この限りでない。

(b) [略]

(3)-(5) [略]

P.A. 89-6, eff. 3-6-95; 89-257, eff. 1-1-96; 89-626, eff. 8-9-96; 90-18, eff. 7-1-97.

? 14 インディアナ州

インディアナ法典16-37-2条 (Ind. Code, §16-37-2) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

○15 アイオワ州

性同一性障害と性別表記

アイオワ州法典144.23条 (Iowa Code §144.23)

州登録官は、当州で出生した者について、以下の書類を受領した場合には、新しい出生証明書を発行する。

1.-2. [略]

3. 医師免許を持つ者によって行われた手術又はその他の治療 (surgery or other treatment) によって、ある者の性の指定が変更された旨を述べている免許を持つ外科医による公証された宣誓供述書。

[後略]

C 24, 27, 31, 35, 39, §2406; C 46, 50, 54, 58, 62, 66, §144.21, 144.44; C 71, 73, 75, 77, 79, 81, §144.23.

? 16 カンザス州

カンザス州法65-2422a条 (Kan. Stat. §65-2422a) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 17 ケンタッキー州

ケンタッキー州法律集17-213.071条 (Ky. Rev. Stat. §17-213.071) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

○18 ルイジアナ州

ルイジアナ州法律集40:62条 (La. Rev. Stat. §40:62)

A. ルイジアナで出生した者が性再指定手術又は矯正手術 (sex reassignment or corrective surgery) を受け、その者の性の解剖学的な構造 (anatomical structure of the sex) が、その者の出生証明書に記載されている性とは異なる性に変更された場合には、その者は、管轄権のある裁判所に対して、本条の規定に従って、新しい出生証明書の発行を

請求することができる。

B. 本条の認める訴えは、州登録官を被告として、原告が居住していた地区又は居住している地区を管轄する裁判所に提起する。ルイジアナに居住していない者は、出生地を管轄する裁判所に訴えを提起する。ルイジアナで出生した者は、州登録官を被告として訴えを提起する。原告が婚姻している場合には、配偶者も当事者となって訴えを提起しなければならない。原告の名を変更する場合には、地方検察官も当事者となる。これら全ての場合に、原告の元の出生登録の認証ある写しを添付しなければならない。略式の出生証明カードでは十分でない。

C. 裁判所は、必要と判断する場合には、原告がトランスセクシュアル又は仮性半陰陽と適切に診断されたこと、原告に対して性再指定手術又は矯正手術が適切に施されていること、及びその手術及び術後の治療によって原告の性の解剖学的な構造が変更され、原告の元の出生証明書に記載されている性とは異なることについての証拠を求めることができる。

裁判所は、十分な証拠があると判断する場合には、原告の元の出生証明書に記載されている性を変更した新しい出生証明書の発行を命じる。原告は、同一の訴えにおいて、名の変更を求めることができる。裁判所は、同時に、この請求についても、法に従って命令を発する。

D. (1) 本条に従って新しい出生証明書の発行を求める訴状及びそれを認める判決の認証ある写しを、判決の後10日以内に、ニューオーリーonzの州出生登録官に提出しなければならない。登録官は、新しい出生証明書又は認証ある写しを発行する。登録官は、受領した訴状及び判決の写しを1つに纏めて封印し、登録所に保管する。

(2) 封印された書類は、新しい出生証明書が発行された当事者自身が請求する場合、又は新しい出生証明書の発行を命じた裁判所の命令がある場合に限り、開封することができる。

Acts 1979, No. 776, §1; Acts 1986, No. 876, §1.

性同一性障害と性別表記

? 19 メイン州

メイン州法律集 22-2-6-703-2765 条 (Me. Rev. Stat. §22-2-6-703-2765) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

○20 メリーランド州

メリーランド州法典4-214 条 (Md. Code §4-214)

(a) 本節の規定に従って登録された証明書及び記録は、本節の規定及び出生登録の全体性と正確性を確保するために長官が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

(b) (1)-(4) 〔略〕

(5) 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたこと、及びその個人の名が変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、長官は、その個人の出生証明書を、規則に従って変更する。

(c) (1) 当州で出生した個人の名について、その変更を命じる裁判所の命令を受領し、かつ、本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、長官は、その新しい名を示すために、出生証明書を変更する。

〔後略〕

○21 マサチューセッツ州

マサチューセッツ州一般法46節13条 (Mass. Gen. Laws ch. 46, §13)

(a)-(d) 〔略〕

(e) ある者がいわゆる性再指定手術 (sex reassignment surgery) を完了し、管轄権のある裁判所によって法的に名を変更した場合において、

当事者の宣誓供述書、及び出生証明書に記載されている者がいわゆる性再指定手術を完了し、登録された性には属しない旨を述べている（1人の）医師の公証ある書面を、地方公務員が受領した場合には、その者の出生証明書は、新しく獲得した性及び名を反映するように変更する。宣誓供述書には、法的に名を変更したことを示す書面の認証ある写しを添付しなければならない。

(f)-(k) [略]

○22 ミシガン州

ミシガン州法律集333.2891条 (Mich. Comp. Laws §333.2891)

(1)-(8) [略]

(9) 新しい出生登録の作成、及び出生登録の訂正については、以下の手数料を徴収する。

(a) 養子縁組、未成年者の名の法的な変更、認知、性転換 (sex change)、準正……26ドル

(b) [略]

(10) [略]

(11) 以下の場合には、手数料を徴収しない。

(a)-(c) [略]

(d) 訂正を求める申請について、行政府が否定したが、管轄権を要する裁判所が訂正が命じた場合。

(e) [略]

(12) 成人について、出生登録上の名を法的に変更する場合には、26ドルの手数料を徴収する。

(16) [略]

1978, Act 368, Eff. Sept. 30, 1978; Am. 1980, Act 522, Imd. Eff. Jan. 26, 1981; Am. 1981, Act 63, Imd. Eff. June 8, 1981; Am. 1984, Act 296, Imd. Eff. Dec. 20, 1984; Am. 1992, Act 78, Imd. Eff. June 2, 1992.

性同一性障害と性別表記

○23 ミネソタ州

ミネソタ州法4600.3700条 (Minn. Stat. §4600.3700)

subpart 1. (申請及び添付書類) 出生書類の変更を申請する者は、以下に規定する適切な宣誓供述書、供述書又は書面を添付しなければならない。

subpart 2. (出生地) [略]

subpart 3. (生年月日) [略]

subpart 4. (性) 性別表記を変更するためには、関与した医師、又は病院の管理者の供述書を必要とする。この供述を得ることができないとき、又は出生当時の記録(カルテ)に基づいて行うことができないときは、他の書面、例えば洗礼記録、割礼記録、国勢調査記録、学校の記録などでもよい。申請者が性の変更を求める場合において、登録されている名から推定されるジェンダーと調和しないときは、追加書面を必要とする。仮性半陰陽(pseudo-hermaphroditism)又はトランスセクシュアリズム(transsexualism)の場合において、手術(surgery)の後に性別表記の変更を求めるときは、手術を実施した外科医の供述書に合致するように、州登録官は性別表記を変更する。

subpart 5. (子の名) [略]

subpart 6. (名の法的な変更) 被登録者の名を変更する裁判所の命令の認証ある写し、及び被登録者本人、親、保護者又は法定代理人の申請書を受領した場合には、出生証明書は新しい名を表示するために変更する。〔後略〕

subpart 7. -subpart 18. [略]

subpart 19. (追加書面の要求) 州登録官は、出生登録制度の完全性に対する脅威となる恐れのある変更については、それを証明するための追加書面を求めることができる。

L 1985 c 654 art 5 s 58; 1 Sp 1986 c 3 art 1 s 82; 17 SR 1279.

○24 ミシシッピ州

ミシシッピ州法典41-57-21条 (Miss. Code §41-57-21)

〔上略〕出生証明書が不正確なファースト・ネーム、ミドル・ネーム又は性を記載している場合において、関連する事情を知っている尊敬すべき人物2人以上の者による宣誓供述書が提出された場合には、州の出生登録官は、その裁量によって、その証明書を訂正することができる。ただし、その他の変更は、第41-57-23条の規定に従って行う。偽りの情報をもたらせた者は、偽証罪として罰する。

Codes, Hemingway's 1917, Sec. 4868; 1930, Sec. 4904; 1942, Sec. 7060; Laws 1912, ch. 149; 1938, ch. 269; 1942, ch. 307; 1944, ch. 309, Sec. 1; 1962, ch. 400; 1968, ch. 372, Sec. 1; 1971, ch. 406, Sec. 1; 1978, ch. 375, Sec. 1; 1983, ch. 522, Sec. 33, eff. from and after July 1, 1983.

○25 ミズーリ州

ミズーリ州法律集193.215条 (Mo. Rev. Stat. §193.215)

1.-7. 〔略〕

8. 当州で出生した者の名について、その変更を命じる裁判所の命令の認証ある写しを受領し、かつ、本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、州登録官は、その新しい名を示すために、出生証明書を変更する。

9. 当州で出生した個人の性が外科的な手続(surgical procedure)によって変更されたこと、及びその個人の名が変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、その者の出生証明書に変更を加える。

L. 1984 S. B. 574, A. L. 1994 H. B. 1491 & 1134 and H. B. 1547 & 961 and S. B. 508, A. L. 1997 S. B. 361, A. L. 1998 S. B. 910.

性同一性障害と性別表記

? 26 モンタナ州

モンタナ州法典50-15-223条 (Mont. Code Ann. §50-15-223) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

○27 ネブラスカ州

ネブラスカ州法律集71-604.01条 (Neb. Rev. Stat. §71-604.01)

当州で出生した者に対して、性再指定手術 (sex reassignment surgery) を実施した医師の公証ある供述書、及びその者の名を変更する管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、保健福祉省は、その者について新しい名と性別を表記した新しい出生証明書を用意する。その証明書は、他の出生証明書と同じ方式とする。新しい出生証明書の発行に関する証拠及び元の出生証明書は、管轄権のある裁判所の命令があるとき限り、調査することができる。

Laws 1994, LB 886, §4; Laws 1996, LB 1044, §515. Operative date January 1, 1997.

? 28 ネヴァダ州

ネヴァダ州法典440.290条 (Nev. Rev. Stat. §440.290) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

○29 ニューハンプシャー州

ニューハンプシャー州法律集10-126 : 23-a条 (N. H. Rev. Stat. §10-126: 23-a)

出生登録、婚姻登録又は死亡登録の訂正又は変更は、地方公務員が、保健人間資源局長の定めた規則に従って行う。地方公務員は、訂正又は変更の際には、訂正又は変更の申請をした者から10ドルの手数料を徴

収する。地方公務員は、本条の規定に従って訂正又は変更の際して徴収した手数料を返還しない。ただし、誤謬が地方公務員の錯誤による場合には、手数料を返還する。

○30 ニュージャージー州

ニュージャージー州永続法26：8-40.12条 (N. J. Perm. Stat. Ann. §26:8-40.12)

当州で出生した者が性再指定手術 (sex reassignment surgery) を受け、性と名を変更したことを示すように出生証明書を変更することを申請した場合には、州登録官は、変更した出生証明書を発行する。

a. 州登録官は、次の書類を受領したときに、変更した出生証明書を発行する。1 当事者の名を変更することを命じる管轄権のある裁判所の命令の認証ある写し。2 当事者の性が外科的な手続によって変更されたことを示す免許のある医師の証明書。

b. 変更された出生証明書は、それが元の出生証明書であるかのようない一般的なタイプのものでなければならない。

c. 変更された出生証明書が発行された場合には、州登録官は、当該地方登録官に通知する。地方登録官は、新しい証明書を登録し、元の証明書の写しに封印をする。

d. 州登録官は、元の出生証明書及び新しい出生証明書に関する書類に封印をする。封印は、管轄権のある裁判所の命令があるときに限り、開封することができる。

それ以降、出生証明書の認証ある写しを発行する場合には、変更された出生証明書に基づいて作成するものとする。ただし、管轄権のある裁判所の命令があるときに限り、元の出生証明書の写しを作成することができる。

e. 変更された出生証明書の発行を求める手数料は、6ドルとする。

L. 1984, c. 191, s. 1, eff. Nov. 19, 1984.

○31 ニューメキシコ州

ニューメキシコ州法24-14-25条 (N. M. Stat. Ann. §24-14-25)

A. 出生登録法 (Vital Statistics Act) の規定に従って登録された証明書及び登録は、本法及び出生登録の全体性と正確性を確保するために省が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

B. 当州で出生した者の名について、その変更を命じる裁判所の命令の認証ある写し、及び本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、州登録官は、新しい名を示すために元の証明書を変更する。

C. [略]

D. 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたことを示す当該医師又は当該機関の代表者の適切に公証された供述書、及び当該人物の名を変更することを命じ、また当該人物の出生証明書を規則に従って変更すべきことを命じる裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合。

E. 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更せず、その理由について申請者に通知する。

F. 本条の規定に基づいて変更された場合には、異なる規定がある場合を除き、「変更済 (amended)」という記載をする。変更の日付及び変更のために提出された証拠の概要を記載するか、又は登録の一部とする。

[後略]

1953 Comp., §12-4-45, enacted by Laws 1961, ch. 44, §23; 1981, ch. 309, §19.

△32 ニューヨーク州

ニューヨーク州では、性再指定手術を受けた者の出生証明書には、性別表記がない。この点については、すでに本誌の前号（神戸学院法学30巻1号）で紹介した。ニューヨーク州法の現状については、大島俊之「性同一性障害と出生証明書——アメリカの判例における性別表記と名の変更——」神戸学院法学30巻1号（2000年）。

なお、ニューヨーク州法45.4138条（N. Y. Cons. laws §45.4138）が新しい出生証明書について規定している。

○33 ノースカロライナ州

ノースカロライナ州一般法130A-118条（N. C. Gen. Stat. §130A-118）

(a) 州登録官が登録のための受理をした後は、変更の申立がある場合を除き、本条の規定に従ってのみ、変更をすることができる。州登録官は、変更の申立の方式、及び必要とする証拠の種類及び量について規則を定める。

(b) 以下の場合には、州登録官は、新しい出生証明書を作成する。

(1)-(3) 〔略〕

(4) ある個人が性再指定手術（sex reassignment）を受けたことを理由として、出生証明書上の性別表記を変更することを、書面によって州登録官に申請した場合。申請書には、性再指定手術を施した医師の公証ある供述書、又は免許を有する医師が診察し、当該個人が性再指定手術を受けていることを証明する公証ある供述書を添付しなければならない。

(c) 〔略〕

(d) 登録の後に、出生証明書若しくは死亡証明書を変更する場合、又は本条の規定に従って新しい出生証明書を作成する場合には、州登録官は、7ドル50セントを越えない手数料を申請者から徴収することができる。

性同一性障害と性別表記

(e) 新しい出生証明書を作成した場合には、州登録官は、新しい証明書を元の証明書と置き換える。そして、新しい証明書の写しを出生地の証書登録官に送付する。証書登録官は、元の証明書の写しを5日以内に州登録官に送付する。州登録官は、元の出生証明書、証書登録官から送付された証明書の写し、及び元の出生証明書に関連する書類に封印をする。封印は、管轄権のある裁判所の命令があるときに限り、開封することができる。それ以降、当該人物について出生証明書の認証ある写しを発行する場合には、新しい出生証明書の写しを発行する。ただし、管轄権のある裁判所が、元の出生証明書の写しの発行を求めるときは、この限りでない。

? 34 ノースダコタ州

ノースダコタ州世紀法典23-02.1-18条 (N. D. Cent. Code §23-02.1-18) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 35 オハイオ州

オハイオ州法典3705.15条 (Ohio Rev. Code §3705.15) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 36 オクラホマ州

オクラホマ州法63-1-321条 (Okla. Stat §63-1-321) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に、出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示している規定を発見することができなかった。

○37 オレゴン州

オレゴン州法律集432.235条 (Or. Rev. Stat. §432.235)

(1) 本節の規定に従って登録された証明書及び登録は、本節の規定及び出生登録の全体性と正確性を確保するために保健統計センターの州登録官が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

(2) 本条の規定に基づいて証明書又は登録が変更された場合には、オレゴン州法律集第432.230条、本条又は州登録官の規則において異なる定めがされている場合を除き、変更された旨を記載する。記録には、変更の根拠になった証拠、変更の年月日及び変更された人物の特定性を保存する。〔後略〕

(3) 〔略〕

(4) 当州で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更され、その結果として当該人物の名、及びその者の出生証明書を、州登録官の定めた規則に従って変更すべきことを命じる裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合。

(5) 申請者が、出生登録の変更を認めるために州登録官の規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更しない。州登録官は、その理由、及び申請者がオレゴン州法律集第183.480条及び183.484条の規定に従って不服申立権を有する旨を、申請者に通知する。

(6) 本条の規定に従って証明書又は登録が州登録官によって変更された場合には、州登録官は、出生記録を保管する他の者に対して、出生記録を変更すべき旨を通知する。

Formerly 432.290; 1997 c. 783 s. 25.

? 38 ペンシルベニア州

ペンシルベニア州法28節1.3条 (Pa. Cons. Stat. ch. 28, §1.3) を中心

性同一性障害と性別表記

として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 39 ロードアイランド州

ロードアイランド州一般法23-3-15条 (R. I. Gen. Law. §23-3-15) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 40 サウスカロライナ州

サウスカロライナ州法典44-63-140条 (S. C. Code §44-63-140) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記の訂正・変更を認める旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 41 サウスダコタ州

サウスダコタ州法34-25-16.1条 (S. D. Codified Laws §34-25-16.1) を中心として、調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記を訂正・変更をすることができる旨を明示する規定を発見することができなかった。

×42 テネシー州

テネシー州法典第68-3-203条 (Tennessee Code §68-3-203)

(a) 出生登録の全体性と正確性を確保するため、この節の規定に従って登録された証明書及び記録は、この節の規定及び省が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

(b) [略]

(c) 当州で出生した者の名について、その変更を命じる裁判所の命令の認証ある写し、及び本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、州登録官は、新しい名を示すために出生証明書を変更する。

(d) 性転換手術の結果として、元の出生証明書上の個人の性別は変更

されない。

(e) 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更せず、その理由について申請者に通知する。

(f)-(g)

Acts 1977, ch. 128, §21; 1979, ch. 133, §§1, 2; T. C. A., §53-423; Acts 1985, ch. 11, §1, 1994, ch. 988, §13; ch. 551, §39.

○43 テキサス州

テキサス州法律集192.011条 (Tex. Rev. Civ. Stat. §192.011)

(a) 本条は、第191.028条に従って申請された出生証明書について、ある者の性、肌の色、人種に関する情報を完全にし、又は訂正にする場合に適用する。

(b) 本人又は法定代理人が申し立てた場合には、州登録官、地方登録官又はその他の出生証明書を発行する者は、元の出生証明書又は元の証明書に訂正された証明書を付加して発行することなく、完全にされた情報、又は訂正された情報を含む出生証明書を発行する。

(c) 省は、本条に基づいて発行すべき証明書の形式について定める。
Acts 1989, 71st Leg., ch. 678, Sec. 1, eff. Sept. 1, 1989.

○44 ユタ州

ユタ州法典26-2-11条 (Utah Code Ann. §26-2-11)

(1) 当州で生まれた者が名の変更又は性の変更 (sex change) をユタ州地方裁判所、又は他の州若しくはカナダの州の管轄権を有する裁判所の命令によって認められた場合には、命令の認証ある写しは、登録官の定める申請書とともに、州登録官によって登録されるものとする。

性同一性障害と性別表記

(2) (a) 申請書、裁判所の命令の写し、及び必要な手数料を受領した場合には、州登録官は、申請書を審査し、それが完全な場合には、それを登録し、元の証明書に変更したという事実を記載する。

(b) 変更は、登録することによって、元の証明書の一部分となり、追加的な費用を徴することなく、認証ある謄本を交付するものとする。
Amended by Chapter 202, 1995 General Session.

? 45 ヴァーモント州

ヴァーモント州法18-103-5071条 (Vt. Stat. §18-103-5071) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記を訂正・変更をすることができる旨を明示する規定を発見することができなかった。

○46 ヴァージニア州

ヴァージニア州法典32.1-269条 (Va. Code §32.1-269)

A. 本節の規定に従って登録された出生登録は、出生登録の全体性と正確性を確保するため、本節の規定及び審議会が定めた規則による場合に限り、変更することができる。

B. [略]

C. 出生登録されている者の名について、その変更を命じる裁判所の命令の認証ある写し、及び本人、親、保護者又は法定代理人の申立を受領した場合には、州登録官は、新しい名を示すために出生登録を変更する。

D. [略]

E. ある個人の性が医学的な手続 (medical procedure) によって変更されたことを示す管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、州登録官は、その者の出生証明書を変更し、性の変更を表記する。裁判所の命令がその者の名を変更している場合には、新しい名を

表記する。

F. 申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合には、州登録官は出生登録を変更せず、その旨を申請者に通知する。〔後略〕

? 47 ワシントン州

ワシントン州法典70.58.095条 (Wash. Rev. Code §70.58.095) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記を訂正・変更をすることができる旨を明示する規定を発見することができなかった。

? 48 ウェストヴァージニア州

ウェストヴァージニア州法典16-5-24条 (W. Va. Code §16-5-24) を中心として調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記を訂正・変更をすることができる旨を明示する規定を発見することができなかった。

○49 ウィスコンシン州

ウィスコンシン州法69.15条 (Wis. Stat. Ann. §69.15)

(1) 州登録官は、当州で登録された出生証明書上の情報であって、登録当時には正しいものであっても、当州、他の州若しくはカナダの州で発せられた裁判所又は行政機関の命令、又は連邦政府の認めたインディアンの部族の裁判所の命令を受領した場合には、それを変更する。

(a) 裁判所の命令が、養子縁組、名の変更、名及び性の変更、又は親子関係の確定に関するものである場合。

(b) 裁判所の事務官は、当州の裁判所の命令について、州登録官に対して、州登録官の定める方式に従って認証ある報告書を送付するも

性同一性障害と性別表記

のとする。その他の場合には、州登録官は、命令の認証ある写し及び第69.22条の規定する手数料を受領するものとする。

(2)-(3) 〔略〕

? 50 ワイオミング州

ワイオミング州法律集35-1-424条 (Wyo. Stat. §35-1-424) について調査したが、性同一性障害の場合に出生証明書上の性別表記を訂正・変更をすることができる旨を明示する規定を発見することができなかった。

○51 ワシントンDC

DC法典6-217条 (D. C. Code Ann. §6-217)

(a)-(b) 〔略〕

(c) 当地域で出生した者の名について、本人、親、保護者又は法定代理人、(未成年者である場合には) 父母の請求に基づき、その変更を命じる管轄権のある裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、登録官は、その名を示すために、その者の出生証明書を変更する。

(d) 当地域で出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたこと、及び名が変更されたことを示す裁判所の命令の認証ある写しを受領した場合には、その者の出生証明書を規則に従って変更する。

(e) (1)申請者が、出生登録の変更を認めるために規則で定める最低限の書類を提出しない場合、及び(2)申請者の宣誓供述書又は証拠書類の有効性又は妥当性について州登録官が疑問を持つことが合理的である場合において、追完がなされないときは、州登録官は出生登録を変更しない。登録官が出生登録の変更を拒絶した場合には、申請者は、裁判所に対して出生証拠の訂正を求める訴訟を提起することができる。登録官は、この権利について、書面によって申請者に通知する。

○52 グアム

グアム法典10章3222条 (10 Guam Code §3222)

(a) 本節の規定に基づいて登録された証明書及び記録は、本節の規定及び出生登録の全体性と正確性を確保するために定められた規則による場合に限り、変更することができる。

(b) [略]

(c) グアムで出生した者の名について、その変更を命じる裁判所の命令の認証ある写し、及び本人、親、保護者、又は法定代理人の申立を受領した場合には、出生登録事務所は、新しい名を示すために出生証明書を変更する。

(d) [略]

(e) グアムで出生した個人の性が外科的な手続 (surgical procedure) によって変更されたことを証明する手術をした外科医の宣誓供述書、及び申請書を受領した場合には、その変更を示すために、出生証明書を変更する。その者の名は、本条(c)項の規定に従って変更することができる。

V アメリカ法の要約

以上に紹介してきた合衆国の各州の立法の内容を要約してみよう。

1 性再指定手術を受けていることが必要か

要件の点での最大の問題は、性再指定手術を受けていることを要するか否かである。

(1) 手術を要件として明記している州 (18州+2)

アラバマ州 「外科的な手続」

アリゾナ州 「外科手術」

アーカンソー州 「外科的な手続」

カリフォルニア州 「外科的な治療」

コロラド州 「外科的な手続」

性同一性障害と性別表記

ジョージア州	「外科的な手続」
ハワイ州	「性転換手術」
イリノイ州	「手術」
ルイジアナ州	「性再指定手術又は矯正手術」
メリーランド州	「外科的な手続」
マサチューセッツ州	「性再指定手術」
ミネソタ州	「手術」
ミズーリ州	「外科的な手続」
ネブラスカ州	「性再指定手術」
ニュージャージー州	「性再指定手術」「外科的な手続」
ニューメキシコ州	「外科的な手続」
ノースカロライナ州	「性再指定手術」
オレゴン州	「外科的な手続」
ワシントンDC	「外科的な手続」
グアム	「外科的な手続」
(2) 何らかの治療を要件としている州 (2州)	
アイオワ州	「手術又はその他の治療」
ヴァージニア州	「医学的な手続」
(3) 手術・治療を要件として明記していない州 (5州)	
ミシシッピ州, テキサス州, ユタ州およびウィスコンシン州。	

2 婚姻していないことが必要か

アメリカ各州の法律では、婚姻していないことを明示的には要件とはしていない。しかし、このことは、必ずしも、婚姻していても性別表記の変更が認められるということの意味しないように思われる。

この点では、ルイジアナ州の規定に注目すべきであろう。すなわち、ルイジアナ州法律集第40：62条B項は、「原告が婚姻している場合には、配偶者も当事者となって訴えを提起しなければならない」と規定してい

る。ただ、その結果は、不明である。すなわち、配偶者のある者が性別表記の変更が認められるのか否か。その場合に、その婚姻は解消されるのか否かということは、条文だけからは判明しない。

3 裁判所の判決が必要か

性別表記の変更を命じる裁判所の命令を必要とするか、それとも医師の宣誓供述書だけで足りるか。

(1) 裁判所による性別表記の変更命令が必要な州 (12州+1)

アラバマ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、ジョージア州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミズーリ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州およびワシントンD C。

(2) 医師の宣誓供述書だけで足りる州 (10州+1)

合衆国では、一般に、1人の医師の宣誓供述書だけで足りるとしている。医師の人数の点では、カナダと合衆国では異なっている。

(a) 手術をした医師の宣誓供述書に限定する州 (5州+1)

アリゾナ州、イリノイ州、ミネソタ州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州およびグアム。

(b) 手術をした医師の宣誓供述書に限定しない州 (5州)

ハワイ州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ノースカロライナ州およびニュージャージー州。

(3) 医師以外の者の宣誓供述書でもよい州 (1州)

ミシシッピ州 (尊敬すべき人物2人以上の者)。

4 変更の事実が分からないように表記すること

合衆国の多くの州においては、性別表記の変更をしたことが、出生証明書を見ても分からないように表記すべき旨を定めている。

VI サウス・オーストラリア州の性再指定法

サウス・オーストラリアにおいては、1988年法律第49号（1988年5月5日）によって、「性再指定法（Sexual Reassignment Act, 1988）」が制定された。最も重要な条文は、第7条から第9条までの規定である。

まず、この法律の構成を紹介する。

第1章 序則

第1条〔名称〕

第2条〔発効〕

第3条〔解釈〕

第4条〔確認証明書〕

第5条〔本法は、女王を拘束する〕

第2章 再指定手続

第6条〔認可〕

第3章 確認証明書

第7条〔確認証明書の申請〕

第8条〔確認証明書の効力〕

第9条〔証明書の登録〕

第10条〔詐欺を理由とする確認証明書の取消〕

第4章 雑則

第11条〔不服申立〕

第12条〔秘密性〕

第13条〔虚偽又は誤解を与える供述〕

第14条〔犯罪〕

第15条〔年齢〕

第16条〔規則〕

[1988年5月5日]

サウス・オーストラリア州議会は、以下の通り制定した。

第1章 序 則

第1条 [名称]

本法は、「1988年性再指定法 (Sexual Reassignment Act 1988)」として引用すべきものとする。

第2条 [発効]

本法は、宣言によって定める日に発効する。

第3条 [解釈]

本法においては、異なる意味に解釈すべき場合を除き、次のように解釈すべきものとする。

「成年者 (Adult)」とは、満18歳以上の者を意味する。

「未成年者 (child)」とは、満18歳未満の者を意味する。

「委員会 (the Commission)」とは、サウス・オーストラリア州保健委員会 (South Australian Health Commission) を意味する。

「対応する法 (corresponding law)」とは、

- (a) オーストラリア連邦の他の州、又は地域の法
- (b) 他の国の法

であって、規則によって「対応する法」として宣言されたものを意味する。

「同等の証明書 (equivalent certificate)」とは、対応する法において、本法の確認証明書と同等の証明書を意味する。

「病院 (hospital)」とは、1976年サウス・オーストラリア州保健委員会法におけるのと同じ意味を持つ。

「医療従事者 (medical practitioner)」とは、当州、又はオーストラリア連邦の他の州、若しくは地域の法において医療従事者として登録され

性同一性障害と性別表記

た者を意味する。

「再指定手続 (reassignment procedure)」とは、出生証明書によって男性又は女性とされている人の性器及びその他の性徴を、他の性に属する者と見做されるように変更することを目的とする医学的又は外科的手続(又は両者の組合せ)を意味する。さらに、未成年者に関して、その性徴の曖昧さを矯正又は除去するための同様の手続(又は手続の組合せ)をも含む。

「確認証明書 (recognition certificate)」については、第4条を参照。

「登録官 (the Registrar)」とは、出生、死亡及び婚姻登録官を意味する。

「性徴 (sexual characteristics)」とは、男性又は女性と判断する身体的な特徴を意味する。

第4条 [確認証明書]

確認証明書 (recognition certificate) は、再指定手続を終えた者について、再指定された性に属することを確認するために、本法に基づいて発効される証明書をいう。

第5条 本法は、女王を拘束する。

第2章 再指定手続

第6条 [認可]

(1) 以下の場合を除いて、再指定手続を行ってはならない。

(a) 委員会が本法の目的に関して認可した病院において実施すること。

(b) 委員会が再指定手続を行うことを認可した医療従事者が実施すること。

罰金 8000ドル

(2) 委員会は、以下の場合を除いて、病院の認可をしない。

(a) 病院が再指定手続を実施するのに適切なものであること。かつ、

(b) 再指定手續を受ける患者が適切なカウンセリング及び治療を受けられよう確保するスタッフ及び施設を備えていること。

(3) 病院の認可のためには、[次の要件を満たしていなければならない。]

(a) 病院において実施することが認められるべき再指定手續の種類を定めるための要件を満たしていること。

(b) 再指定手續を受ける患者が適切なカウンセリング及び治療を受けられるための適切なスタッフ及び施設を備えていない病院においては、再指定手續を実施することを禁じる。

(c) 再指定手續及びそれに関連する治療を実施したことについての特別の記録を保存するための要件。

(d) その他、委員会が必要と考える要件。

(4) 委員会は、医療従事者が、再指定手續を実施するのに適切であると判断する場合を除き、医療従事者に認可を与えない。

(5) 医療従事者の認可においては、

(a) 委員会が認める再指定手續の種類を特定する。

(b) その他、委員会が適切と判断する要件。

(6) 本条において課された要件に違反すること、又は従わないことは、犯罪である。

罰金8000ドル

(7) 病院又は医療従事者が、本条の定めた要件に違反している場合、又は従っていないと判断する場合には、委員会は認可を取り消す。

(8) 委員会は、第7項の規定する行為を行う前に、病院又は医療従事者に対して、意見を述べるための合理的な機会を与えなければならない。

第3章 確認証明書

第7条 [確認証明書の申請]

(1) 総督は、次のことを行う。

性同一性障害と性別表記

(a) 本法の目的に関して、確認証明書の発行をするために、1人又は複数の司法官を任命すること。

(b) (a)号の任命を取り消すこと。

(2) 再指定手続を終えた者（本法の施行の前であれ後であれ、当州内においてであれ、その他の地においてであれ）は、本条の規定に従って、第1項(a)号に基づいて確認証明書の発行権限を有する司法官に対して、確認証明書の発行を申請をする。

(3) 本条に基づく申請は、

(a) 本人が行う。

(b) 本人が未成年者である場合には、保護者が行う。

(4) 申請は、定められた方式に従い、かつ、定められた手数料を支払わなければならない。

(5) 申請書の写しは、次の者に送付する。

(a) 大臣。

(b) 申請について知るべきであると司法官が判断する者。

(6) 第5項に掲げる者は、申請に関する聴問に参加し、意見を述べることができる。

(7) 申請に関する手続において、司法官は、証拠法の規範に拘束されず、自己が適切と考える方法によって判断する。

(8) 本条の申請が成年者に関する場合においては、次のときに確認証明書を発行する。

(a) 以下のいずれかであること。

(i) 再指定手続が当州内で実施されたこと。

(ii) 申請者の出生が当州に登録されていること。

(b) 司法官が、次のことを認める場合。

(i) 申請者が自己の真実の性は再指定された性であると確信していること。

(ii) 申請者が再指定されたライフスタイルを採用し、再指定さ

れた性の性徴を有していること。

(iii) 申請者が自己の性同一性について適切なカウンセリングを受けていること。

(9) 本条の申請が未成年者に関する場合には、次の場合に、確認証明書を発行する。

(a) 以下のいずれかであること。

(i) 再指定手続が当州内で実施されたこと。

(ii) 未成年者の出生が当州に登録されていること。

(b) 司法官が、未成年者の最善の利益を考慮して、証明書を発行すべきであると考えるとき。

(10) 確認証明書は、婚姻している者については発行することができない。

(11) 本条に基づく手続は、非公開とする。

第8条〔確認証明書の効力〕

(1) 確認証明書は、以下のことに関する排他的な証拠である。

(a) 被証明者が性再指定手術を終えたこと。

(b) 証明書に記載している性に属していること。

(2) 対応する法のもとで発行された同等の証明書は、本法に基づく確認証明書と同じ効力を有する。

第9条〔証明書の登録〕

(1) 当州に出生が登録されている者について、本条に従った確認証明書（又は対応する法に従って発行された同等の証明書）が登録官に提出された場合には、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 性再指定を登録すること。

(b) 登録官の保管する登録簿又は索引において、再指定に関して必要な挿入及び変更をすること。

(2) 確認証明書が発行された日（確認証明書の発行に関する決定について控訴された場合には、控訴審の決定があった日）から1か月以内に、

性同一性障害と性別表記

登録官に対して、確認証明書を提出しなければならない。

罰金2000ドル

(3) 本条に基づいて登録官に証明書を提出する場合には、登録官の定めた様式の申請書に記載し、かつ、定められた手数料を支払わなければならない。

(4) 登録官が再指定された者の性別を記載している登録又は索引の謄本若しくは抄本を発行しようとする場合において、(性再指定について知っている者は) 次のときを除き、他州又は他国における法的な目的のために、謄本又は抄本を発行してはならない。

(a) その州又は国において、謄本又は抄本上に再指定された性を表記することが明示的に認められている場合、又は、

(b) 本人が、謄本又は抄本を提出して、性再指定について他人に告げる場合。

罰金500ドル

第10条〔詐欺を理由とする確認証明書の取消〕

(1) 最高裁判所は、詐欺又はその他の不適切な手段によって出生証明書を取得したことが明らかになった場合には、確認証明書を取り消す。

(2) 最高裁判所は、確認証明書を取り消す場合には、当該事情の下で、必要又は望ましいと判断する命令を発することができる。

第11条〔不服申立〕

(1) 次の場合には、最高裁判所に対して不服申立をすることができる。

(a) 委員会が本法における認可を与えない場合。

(b) 委員会が認可を与えるに際して特定の要件を課するという決定をした場合。

(c) 委員会が認可を取り消すという決定をした場合。

(d) 確認証明書の発行に関する司法官の決定。

(2) 不服申立は、不服申立者が当該決定の通知を受けた後1か月以内には開始しない。最高裁判所の異なる命令がある場合には、この限りで

ない。

(3) 不服申立に関しては、最高裁判所は、次のことを行う。

(a) 当該決定を認め、変更し、取り消すこと。

(b) 第1項(d)号に関する不服申立に関しては、

(i) 確認証明書を発行すべきであると判断する場合には、それを発行すること。

(ii) 確認証明書を取り消すべきであると判断する場合には、それを取り消すこと。

(G) その他に付随的な命令を発する。

第12条〔秘密性〕

本法の実施に関する任務を果たすべき地位にある者、又はあった者は、その地位によって入手した情報を開示してはならない。ただし、公務の目的のために必要な場合、又は本人の書面による許可がある場合は、この限りではない。

罰金2000ドル又は拘禁6か月

第13条〔詐欺又は誤解を与える供述〕

本法の目的及びそれに関連する事実について、意図的に虚偽又は誤解を与える供述をしてはならない。

罰金2000ドル又は拘禁6か月

第14条〔犯罪〕

(1) 本法の違反については、拘禁刑に処すべき場合を除いて、略式起訴 (summary offence) による。

(2) 本法の違反については、拘禁刑に処すべき場合には、正式起訴 (indictable offence) による。

(3) 本法の違反に関する訴追については、大臣の同意を得なければならない。

(4) 本法の違反に関する手続においては、大臣の同意の証拠として、大臣が訴追に同意した旨を述べた書面に大臣が署名しなければならない。

性同一性障害と性別表記

第15条〔年齢〕

本法において年齢が重要である場合において、年齢に関する確たる証拠がないときは、司法官は、自己の裁量に基づいて、当該人物の年齢について判断する。

第16条〔規則〕

(1) 総督は、本法の目的のために必要又は適切と判断する場合には、本法を補充するための規則を作成する。

(2) 第1項の制限にかかわらず、規則は、次の事項について定める。

(a) 再指定手続及びそれに関連する治療を実施した病院及び人による記録の保管。

(b) 再指定手続及びそれに関連する治療実施した病院及び人が保管する記録へのアクセスの制限。

(c) 性の再指定手続に関して登録官が保管する書類へのアクセスの制限。

(d) 再指定手続及びそれに関連する治療を実施した病院及び人物の記録の保管する情報に関する規定（期間に関する規定を含む）。

(e) 本法において司法官に申請する場合の実務及び手続。

(f) 規則に違反した場合には、2000ドルを越えない罰金を課する。

(3) 第2項(e)号に関する規則を定める前に、司法長官の意見を聞かなければならない。

VII フィンレー教授のコメント

フィンレー教授によるサウス・オーストラリア州の立法に関するコメントを紹介する（Henry Finlay, *International Commentaries: Legal recognition of transsexuals in Australia*, 12 *J. Contemp. H. L. & Pol'y* 503 (1996)）。この論文は、オーストラリアのヴィクトリア州の司法長官の諮問機関である法改正審議会に提出した論文（Finlay, *Transsexualism in a Modern State; Options for Reform. A Law Reform*

Discussion Paper (1995) Hobart) を要約したものである。

フィンレー教授は、現在オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州のニューカッスル大学の教授である。1988年末には、ウォルターズ教授と共同して、性同一性障害に関する論文を発表している (H. A. Finlay & W. A. W. Walters, Sex Change, Medical and Legal Aspects of Sex Assignment (1988) Box Hill) を発表している。

フィンレー教授は、オーストラリアのような連邦国家において、サウス・オーストラリア州のみが独自の立法をしていることに対して批判的である。

1988年性再指定法 (Sexual Reassignment Act 1988) を制定して、サウス・オーストラリア州は、トランスセクシュアルの承認に関する法律を制定した唯一の州である。この法律は4つの章から出来ている。

I 序則

II 性再指定手続

III 確認証明書

IV 雑則

IIは性再指定を行う病院および医学専門家の確認に関する手続を規定している。サウス・オーストラリア州の保健委員会 (South Australian Health Commission) が、認可を与え、認可の要件を定め、認可を取り消す。証明書が交付された数は、約30である。確認証明書を申請して、拒絶された者はいない。ただし、1人または2人の申請者は取り下げた。認可が取り消された事例はない。法律は、確認証明書の発行が拒否された場合など、幾つかの場合について、不服申立を規定している。しかし、不服申立がされたことはない。申請者のうち〔法律専門家の〕代理人を立てた者はいない。また法律は、〔司法〕大臣の関与についても規定しているが、大臣が関与した事例はない。審問は約30分で終わる。確認証明書は、権限を与えられた司法官によって発行される。

性同一性障害と性別表記

確認証明書の効果

法律の最も重要な規定は第8条である。それは、証明書の効果について規定している。第8条は、次のように規定している。

第8条〔確認証明書の効力〕

(1) 確認証明書は、以下のことに関する排他的な証拠である。

- (a) 被証明人が性再指定手術を終えたこと。
- (b) 証明書に記載している性に属していること。

(2) 対応する法のもとで発行された同等の証明書は、本法に基づく確認証明書と同じ効力を有する。

このようにして、第2項は、ある程度の相互性を確保しようとしている。しかし、この相互性は、「証明書の登録」に関する第9条において、維持されていない。第9条は、登録官（出生、死亡及び婚姻登録官）に対して、確認証明書（又は対応する法律に従って発行された同等の証明書）が提出された場合には、性再指定を登録すべき旨を規定している。

第9条の第4項は、次のように規定している。

(4) 登録官が再指定された者の性別を記載している登録又は索引の謄本又は抄本を発行しようとする場合において、(性再指定について知っている者は) 次のときを除き、他州又は他国における法的な目的のために、謄本又は抄本を発行してはならない。

- (a) その州又は国において、謄本又は抄本上に再指定された性を表記することが明示的に認められている場合、又は、
- (b) 本人が、謄本又は抄本を提出して、性再指定について他人に告げる場合。

第9条の規定する制限は実際に強制するものなのかどうか問題となる。オーストラリアのような連邦国家においてサウス・オーストラリア州がどのような地位を持つのか。証明書の所持人がその証明書の記載する性に属することを証明書が証明するということ（第8条第1項b号）

は、他の州、他の国でも効果を持つものなのであろうか。それとも、サウス・オーストラリア州内においてのみ効力を持つものなのであろうか。この問題について判断した裁判例はない。

なお、参考までに、フィンレー論文によって、オーストラリアにおけるパスポートの発行に関する実務を紹介する。

オーストラリア連邦政府は、トランスセクシュアルに対しては、再指定された性別をパスポートに記載するという方針を採用している。しかし、これは、法的にその性別であると認めるものではなく、単なる便宜上の処置である。トランスセクシュアルは、このようなパスポートの発行された場合に、次のような警告文を交付される。

「今般、貴殿に、出生の際の性別とは異なる性別を記載したパスポートを発行いたしますが、政府が全法律体系において、貴殿の性別をこのように認めたという意味に理解されないように、くれぐれもご注意申し上げます。これは、旅行中の不必要なトラブルを軽減させるという目的で採用された単なる行政上の措置です。個人の性が重要な意味を持つ法律関係においては、性別は出生証明書に記載された性別によって判断されます。例えば、婚姻がその例です。婚姻を目的として虚偽の申請をした場合には、1961年の婚姻法によって罰せられます。男性として出生した者の氏名を『新婦 (bride)』の欄に記載するとか、女性として出生した者の氏名を『新郎 (bridegroom)』の欄に記載することは、そのような虚偽の申請に該当します。出生の際に同性であった者どうしの間で行われた婚姻は、法的には効力を持ちません」

以上、「オーストラリア外務省パスポート発行マニュアル」による。

VIII ニュージーランドの1995年法

ニュージーランドにおいては、1995年法律第16号（1995年3月31日）によって、「出生、死亡及び婚姻登録法」が改正された。この規定によって、性同一性障害者の出生証書上の性別表記の訂正が可能となった。最

性同一性障害と性別表記

も重要な条文は、第28条である。また、未成年者に関する第29条の規定が注目される。

まず、この法律の構成を紹介する。

第1条〔名称〕

第1章 序則

第2条〔解釈〕

第3条〔本法は、女王を拘束する〕

第2章 出生

第3章 氏名

第18条〔氏名の登録〕

第21条〔氏名の変更一般〕

第4章 養子

第5章 性に関する家庭裁判所の宣言

第28条〔出生証明書に記載されている成年者の性に関する家庭裁判所の宣言〕

第29条〔未成年者の適切なジェンダーに関する家庭裁判所の宣言〕

第30条〔登録長官は出生登録に情報を付加することができる〕

第31条〔手続が完了しなかった場合には登録長官は記載を削除することができる〕

第32条〔他の権利には影響を与えない〕

第33条〔一般法には影響を与えない〕

第6章 死亡

第7章 婚姻

第8章 証明書

第64条〔性の指定又は再指定後の出生証明書〕

第71条〔一応の証拠としての証明書〕

第72条〔証明書の手数料〕

第9章 閲覧

第73条〔登録簿の閲覧〕

第74条〔登録長官の索引〕

第75条〔特定された者についての閲覧のみが許可される〕

第77条〔ある者の性別表記が訂正された場合、性の指定又は再指定が登録された場合に関する閲覧の制限〕

第10章 登録長官及び登録官

第11章 雑則

第84条〔誤記の訂正〕

第85条〔家庭裁判所は、困難な場合又は争いがある場合には、正しい情報について審理する〕

第87条〔宣言〕

第88条〔規則〕

第89条〔違反及び罰則〕

第91条〔手数料〕

1995年法律第16号

本法は、以下の事項について規定する。すなわち、

(a) 出生、氏名、養子縁組、性の指定・再指定、死亡及び婚姻

(b) 登録されている事項に関する閲覧

(c) 出生、死亡又は婚姻に関する登録されている情報に関する証明書の記載及び効果

[1995年3月31日]

ニュージーランド議会は、以下の通り制定した。

第1条〔名称〕

(1) 本法は、「1995年出生、死亡及び婚姻登録法 (the Births, Deaths and Marriages Registration Act 1995)」として引用すべきものとする。

性同一性障害と性別表記

(2) 本法は、1995年9月1日に発効する。

第1章 序 則

第2条 〔解釈〕

本法においては、文脈から異なる意味に解釈すべき場合を除き、次のように解釈すべきものとする。

〔出生証明書 (Birth certificate)〕とは、次の書面を意味する。

(a) 登録官が署名、捺印、又は署名とともに押印し、発行した書面であって、かつ、

(b) 登録された出生情報を含むもの。

〔出生情報 (Birth information)〕とは、特定の出生、若しくは出生一般に関する情報、又はそれらの出生に関する情報を意味する。

〔司式者 (Celebrant)〕とは、1955年婚姻法における結婚式の司式者を意味する。司式者によって挙行された婚姻に関しては、挙行した者を意味する。

〔記録保管主任 (Chief Archivist)〕とは、1957年記録保管法によってその地位にある者を意味する。

〔コンピューター・システム (Computer system)〕とは、コンピューター・システム、コンピューター及び端末を意味し、かつ、

(a) 本法又は旧法の規定する情報を蓄積するために用いられ、

(b) 登録長官又は登録官が使用し、

(c) 下記の者の支配下にあるもの。

① 登録長官又は登録官。

② その他の者 (登録長官又は登録官以外の者) が、登録長官のために管理し、本法及び旧法の規定する情報を蓄積したもの。

〔登録次官 (Deputy Registrar-General)〕とは、本法第81条第1項の規定に基づいて指名された登録次官を意味する。

〔書面 (Document)〕とは、どのような形式においてであれ、すべて

の書面を含む。写真、フィルム、テープ又は（他の装置の助けを受け、若しくは受けずに）再現することが可能な映像を内蔵するデバイスを含む。「書面の」という語も、同様の意味を持つ。

「家庭裁判所 (Family Court)」とは、1980年家庭裁判所法第4条の規定によって、家庭裁判所として知られている地方裁判所の部を意味する。

「旧法」とは、1951年出生及び死亡登録法 (the Births and Deaths Registration Act 1951), 1955年婚姻法 (the Marriage Act 1955), 又は出生、死亡及び婚姻の登録に関する法律で1955年9月1日以前に廃止されたものを意味する。

「旧養子法」とは、1908年児童法 (the Infants Act 1908), 1931年マオリ土地法, 1953年マオリ関係法, 又は養子に関する法律で1995年9月1日以前に廃止されたものを意味する。

「索引」とは、出生、婚姻又は死亡の情報に関するものを意味する。

(a) 出生、婚姻又は死亡の数に関するもの。

(b) 個々の出生、婚姻又は死亡に関するもの。

① 生まれた者の氏名、婚姻した者の氏名又は死亡した者の氏名。

② 出生、婚姻又は死亡の年月日。

③ 出生、婚姻又は死亡の場所、出生、婚姻又は死亡の登録をした場所。

④ 登録された年月日。

(c) 含まれている情報を整序したもの。

そして、索引の部分の意味する。

「医学の」とは、「心理学の」及び「手術の」という意味をも含む。

「大臣」とは、国務大臣であって、総理大臣の命令により、本法の執行について責任を負う大臣を意味する。

「定められた手数料」とは、本法施行のための規則によって計算され、定められた手数料を含む。

「登録する」とは、登録すべき原因を含む。

性同一性障害と性別表記

「登録簿 (Register)」とは、

(a) 縁組、出生、死亡又は婚姻に関するもので、本法、旧法又は旧養子法に関連する事項を、登録官（登録長官によって委託された者）が登録したものを意味する。

(b) 本法、旧法又は旧養子法に関連する事項が（登録長官によって認められた方法で）登録されたものを意味する。

そして、「登録する」及び「登録された」というのは、上に対応する意味を持つ。

「登録官」とは、本法第81条第1項の規定する職務を行う者を意味する。登録長官および登録次官を含む。

「登録長官」とは、本法第79条第1項の規定に従って任命された登録長官を意味する。登録次官を含むものとする。

「不能」とは、死亡、不知、失踪、精神病、又は医学的な事情によって行為することが不可能なことを意味する。

第3条 本法は、女王を拘束する。

[中略]

第3章 氏名

第18条 [氏名の登録]

(1) 登録官は、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録に関して、氏名又は氏名の組合せの登録、削除又は訂正を行うことはできない。ただし、以下の理由により、当事者が1個の氏名のみを持つべき場合は、この限りでない。

(a)① 氏として取り扱われるべき1つの氏が登録されており、かつ、

② 1つ又は複数の名がすでに登録されている場合、又は、

(b) 下記の者の宗教、信条若しくは文化的な伝統による場合。

① 満18歳以上の者、若しくはそれ以前に婚姻している者、又は、

② 当事者が満18歳未満の場合には、親（その生死にかかわらず）

若しくは生きている後見人。

(2) 登録官は、公の利益から見て望ましくないと判断した場合を除き、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録中に、氏名又は氏名の組合せを登録することができる。ただし、本条第1項から第3項までの規定に従わなければならない。

(3) ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録中に、申請された氏名又は氏名の組合せを登録することが公の利益から見て望ましくないと登録官（登録長官を除く）が判断する場合には、登録官は、登録長官に対して、当該の氏名又は氏名の組合せを通知すべきものとし、登録長官から異なる命令を受けない限り、それを登録しないことができる。

(4) 登録長官は、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、申請された氏名又は氏名の組合せを登録するものとする。ただし、当事者がそれを称することが公の利益から見て望ましくないと判断する場合は、この限りでない。

(5) ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、ある氏名又は氏名の組合せを登録することを求める申請を登録長官が却下した場合には、当事者は、登録長官から決定に関する書面による通知を受けた時から28日以内に、登録長官の最も近い事務所を管轄する家庭裁判所に対して、その決定について訴を提起することができる。

(6) 本条第5項による訴に基づいて、家庭裁判所は、当事者がある氏名又は氏名の組合せを使用することが公の利益から見て望ましくないと判断する場合を除き、登録官に対して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、当該氏名又は氏名の組合せを登録すべきことを命じるべきものとする。

(7) 家庭裁判所は、本条第5項の規定に基づく訴について判断する場合には、

(a) 利害関係を有すると判断する全ての者に、意見を表明する機会

性同一性障害と性別表記

を与え、かつ、

(b) 適切な証拠を受理するものとする。

(8) 本条の目的に関しては、以下の場合に限り、ある者がある氏名又は氏名の組合せを使用することが公の利益から見て望ましくないものとする。

(a) 合理的な人間に損害をもたらせる場合、又は、

(b) 不合理なほど長い場合、又は、

(c) 正当な事由なく、氏名が官職若しくは階級を含む場合、若しくは類似する場合。

[中略]

第21条 [氏名の変更一般]

(1) 満18歳以上の者、又はそれ以前に婚姻している者は、登録長官の定める方式に従って、次の宣言をすることができる。

(a) 出生登録簿に登録されている氏名を放棄し、別の氏名を採用する意思、又は、

(b) 出生登録簿に登録されている氏名をすでに放棄しており、別の氏名を採用しているという事実。

(2)(a) 満18歳未満の者、又はそれ以前に婚姻していない者の後見人ら、又は、

(b) ある後見人が不能である場合には、その他の後見人、又は、

(c) 後見人の1人が申請をした場合において、家庭裁判所が、氏名の変更を許可すべきものと判断するときは、その後見人、又は、

(d) すべての後見人が不能である場合には、社会福祉長官は、登録長官の定める方式に従って、次の宣言をすることができる。

(e) 出生登録簿に登録されている氏名を放棄し、別の氏名を採用する意思、又は、

(f) 出生登録簿に登録されている氏名をすでに放棄しており、別の氏名を採用しているという事実。

(3) 出生証明書、又は出生の地及び年月日を証明するものとして登録長官が認めたその他の証明書とともに、(必要な場合には)定められた手数料を支払って、登録長官に対して、次のものを提出することができる。

(a) 本条に関する宣言、又は、

(b) 氏名の変更を証明するために、本法施行の前に作成された平型捺印証書 (deed poll)、又は、

(c) 本法施行の前に、最高裁判所の事務局に提出され、同裁判所の登録官によって認証された平型捺印証書の謄本。

(4) 当事者が満16歳以上である場合において、本条第3項の規定する宣言をするときは、氏名の変更についての当事者の書面による同意を要する。

(5) 出生が登録されている者に関して、本条第3項の規定に従って、宣言(必要な場合には、書面による同意を得て)、平型捺印証書、同証書の謄本が登録長官に提出された場合には、登録長官は、可及的速やかに、本法又は旧法に基づいて出生が登録されている者について、宣言又は証書に記載されている新しい氏名を登録すべきものとする。

ただし、本法第18条及び本条第6項の規定に従わなければならない。

(6) 婚姻の際に使用を開始した氏(本法又は旧法に基づいて登録された氏とは異なる氏)を放棄し、元の氏の使用を再開した場合には、登録長官は、本条第5項に従って行為することができない。

(7) 登録長官は、本条第3項の規定に従って提出された証明書又は証拠については、申請者の選択に従い、返還又は破棄するものとする。

〔中略〕

第5章 性に関する家庭裁判所の宣言

第28条〔出生証明書に記載されている成年者の性に関する家庭裁判所の宣言〕

(1) 家庭裁判所は、満18歳以上の者の申請に基づき、申請者について

性同一性障害と性別表記

発行される出生証明書上においては、申請書に記載された性（本条第3項においては、指定された性（the nominated sex）という）に属する者として表記すべきことを宣言することができる。

ただし、本条第3項の規定に従わなければならない。

(2) 裁判所は、登録長官、宣言について利害関係を有する者、又は影響を受ける可能性があると判断する者に対して、申請書の写しを送付するものとする。

(3) 裁判所は、以下の要件を満たす場合に限り、宣言をすることができる。

(a) 申請者の出生に関して、次のように登録されている場合。

- ① 申請者が指定された性とは異なる性に属すると者として登録されている場合、又は、
- ② 申請者の性が判定されていないと登録されている場合、又は、
- ③ 申請者の性に関して何も登録されていない場合。

(b) 申請者が指定された性に属していないが、

- ① 申請者が、指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持していこうとする意図を有し、かつ、
- ② 指定された性を申請者の出生証明書に表記することを希望する場合。

(c) 以下の各号のいずれかに該当すること。

- ① 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、申請者が、
 - (A) 指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを有していること（又は常に有していること）、及び、
 - (B) 申請者が、出生当時の性器及び身体の状態を、指定された性と調和させるために、医学的に望ましいと考えられる治療をすでに受けていること、及び、

(C) すでに受けた医学的な治療の結果として、今後も指定された性に属する者としてのジェンダーを維持するであろうこと。

- ② 本条の目的(詳細については、大臣が官報において告知する)に関して、申請者を指定された性に属する者とする性の指定又は再指定が、州法に従って、すでに登録され、又は承認されていること。

第29条〔未成年者の適切なジェンダーに関する家庭裁判所の宣言〕

(1) 裁判所は、満18歳未満であり、かつ、婚姻していない者(本条第3項においては、未成年者という)について、後見人の申請に基づき、次のことを宣言することができる。

(a) 当該未成年者の最善の利益のために、申請者に記載された性(本条第3項においては、指定された性という)に属する者として養育すべきこと、及び、

(b) 当該未成年者に関して今後発行される出生証明書に、申請書に記載された性に属する者として表記すべきこと。

ただし、本条第3項及び第4項の規定に従わなければならない。

(2) 裁判所は、登録長官、宣言について利害関係を有する者、又は影響を受ける可能性があると判断する者に対して、申請書の写しを送付するものとする。

(3) 家庭裁判所は、以下の要件を満たす場合に限り、宣言をすることができる。

(a) 未成年者の出生が、本法に従って登録することができるが、まだ登録されていない場合、又は出生登録簿にすでに次のように登録されている場合。

- ① 当該未成年者が指定された性とは異なる性に属する者として登録されている場合、又は、
② 当該未成年者の性が判定されていないと登録されている場合、

性同一性障害と性別表記

又は、

③ 当該未成年者の性に関して何も登録されていない場合。

(b) 当該未成年者が指定された性に属していないが、

① 後見人が、指定された性に属する者として養育していこうとする意図を有し、かつ、

② 指定された性を当該未成年者の出生証書に表記することを希望する場合。

(c) 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、当該未成年者が、指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを有し、かつ、それを維持するために未成年者にとって合理的に必要と判断される医学的な治療を、

① すでに受けている場合、又は

② 裁判所が宣言をすれば、受けるであろう場合。

(d) 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、当該未成年者の身体的な調和、性腺及び性器の発達により、(まだ受けていない医学的な治療を受ければ) おそらく当該未成年者が、(医学的な関与を受けて、又は受けずに) 指定された性ではない性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持つ可能性よりも、指定された性に対応するジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持する可能性の方が高いと思われる場合。

(4) 宣言においては、まだ受けていない治療であって、裁判所の判断によれば(専門的、かつ、医学的な証拠に従って)、未成年者が指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持するために未成年者にとって合理的に必要と判断される医学的な治療を(事情からして可能な限り明確に) 指定すべきものとする。

第30条〔登録長官は出生登録に情報を付加することができる〕

(1) 出生登録に関する宣言が、本法第28条又は第29条の規定に従って、登録長官に提出された場合には、登録長官は、(必要な場合には) 定めら

れた手数料を受領して、本法又は旧法に従った登録中に、当該人物が指定された性に属する旨の登録をすることができる。ただし、本条第2項の規定に従わなければならない。

(2) 登録長官は、当該人物が指定された性と同性の者と婚姻している場合には、本条第1項の規定に従って登録をすることができない。

第31条〔手続が完了しなかった場合には登録長官は記載を削除することができる〕

以下の場合には、登録長官は、登録された記載を削除することができる。

(a) 本法又は旧法に従って行われたある者の出生登録に、本法第30条の規定に従って、その者がある性に属する者として記載され、かつ、

(b) その登録が、本法第29条の規定に基づいて、登録長官に宣言が提出された後に行われたものであり、かつ、

(c) 家庭裁判所が、その宣言中において、その者がある性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、その維持ために合理的に必要と判断される医学的な治療を指定し、かつ、

(d) 当該人物が指定された医学的な治療、又は同じ効果を持つ治療を実施しなかったことを証明する医学的な証拠が登録長官に提出された場合。

第32条〔他の権利には影響を与えない〕

本法第28条から第31条までの規定は、下記の権限を制限せず、またいかなる影響も与えない。

(a) 下記の事項に関して、

① 人の性に関する誤記

② 人の性が特定されていないという記載

人の性に関する記載を訂正することについて、本法第84条第2項が規定している登録長官の権限。

(b) 登録されている人に関して性についての記載が全く欠落している

性同一性障害と性別表記

場合に、正しい記載をすることについて、本法第84条第3項が規定している登録長官の権限。

第33条 [一般法には影響を与えない]

本章に規定にかかわらず、すべての人の性 (sex) は、今後もニュージーランドの一般法に従って決定される。

[中略]

第6章 死亡 [略]

第7章 婚姻 [略]

第8章 証明書

第64条 [性の指定又は再指定の後の出生証明書]

(1) 本法第30条の規定に従って、ある者がある性に属するものとして登録された場合には、その出生証明書には、

(a) 当事者がある性に属するものとして登録された後に、新しい氏名がその者の出生登録簿に登録された場合には、その氏名が出生の時の氏名であるかのように表記すべきものとする。また、

(b) 当事者が常に同じ性であったかのように性を表記すべきものとする。また、本項(a)号の規定に従わなければならない。かつ、

(c) それ以外の表記をしてはならない。

(2) ある者の出生登録に関して、登録長官が、本法第30条の規定に従って、ある者がある性に属するものとして登録した場合において、その登録の前に、新しい氏名が登録されており、その氏名がその後に登録長官が本法第30条の規定に従って登録した性と調和するときは、当事者は、今後発行されるべき出生証明書上に表記すべき氏名（ある者の出生に関して本法又は旧法に基づいて登録された氏名を含む）を指定するものとする。

(3) 本条第2項の規定に従って今後発行される全ての出生証明書においては、

(a) 指定された氏名が、出生の時の氏名であるかのように表記すべきものとする。また、

(b) 当事者が常に同じ性であったかのように表記すべきものとする。かつ、

(c) それ以外の表記してはならない。

(4) 本法又は旧法に従った登録中に、本条第30条の規定に従って、ある者がある性に属する旨の登録された場合において、その登録に通し番号が付されているときは、出生証明書には、その登録が以前からなされていたかのように表記すべきものとする。また、本条第1項から第3項までの規定に従わなければならない。

〔中略〕

第71条 〔一応の証拠としての証明書〕

出生証明書、死亡証明書又は婚姻証明書は、表記されている事項について、一応の証拠 (prima facie evidence) としての効力を有する。

第72条 〔証明書の手数料〕

出生証明書、死亡証明書又は婚姻証明書を取得する前に、定められた手数料を支払わなければならない。

第9章 閲覧

第73条 〔登録簿の閲覧〕

登録官は、申請がある場合には、手数料の受領と引換えに、

(a) 登録官の使用するコンピューター・システムに登録されている全ての登録を閲覧させる。

(b) 情報のプリント・アウトしたものを交付する。

(c) 本法又は旧法に基づいて、登録官の事務所において保管している文書 (索引を除く) を閲覧させる。

(d) その文書を調査することを許可する。

(e) その文書の写しを交付する。

性同一性障害と性別表記

ただし、第75条から第78条までの規定に従わなければならない。

第74条〔登録長官の索引〕

(1) 登録長官は、次の索引を保持する。

(a) コンピューター・システムに記録されているすべての情報に関する索引。

(b) 本法又は旧法に基づいて登録された情報を含む文書（記録保管主任に送付された文書を含む）の索引。

(2) 登録長官は、申請がある場合には、手数料の受領と引換えに、次の索引を交付する。

(a) 索引の全部又は一部（養子縁組、性の指定又は再指定に関して本法に基づいて登録されたもの、及び本法第65条が適用された者の氏名に関するものを除く）のプリント・アウトしたものを提供する。

① コンピューター・システム内に保存されているもの、又は、

② 本条第1項又は旧法の類似した規定に基づいて、文書の形式で保存されていたもので、後にコンピューター・システムに記録されたもの。

(b) 本条第1項又は旧法の類似した規定に基づいて、登録長官の下で用意され、規制され、書面の形式で保存されている索引（養子縁組、性の指定又は再指定に関して本法に基づいて登録されたもの、及び本法第65条が適用された者の氏名に関するものを除く）の全部又は一部の写し。

第75条〔特定された者についての閲覧のみが許可される〕

(1) 登録官は、次の場合を除き、登録及び文書を閲覧し、又は調査することを許可することができない。また、情報のプリント・アウトしたもの若しくは文書の写しを交付することはできない。ただし、本法第74条第2項の規定する場合は、この限りでない。

(a) 氏名を特定した者について、登録長官が認めた方法及び時間内に、登録を閲覧すること、かつ、

(b) 定められた費用を支払うこと、かつ、

(c) 氏名を特定した者の出生、死亡若しくは婚姻、又はこれらに関連する情報又は書面の閲覧。

(2) 本条第1項の禁止する調査であっても、登録長官は、特別の命令によって、登録官に対して、次の者に許可すべき旨を命じることができる。

(a) 政府のために活動する者、又は統計、健康、人口学の調査のための資料収集を行う個人若しくは団体であり、かつ、

(b) 個人に関する情報の調査を目的とせず、それを保存しない場合であって、かつ、

(c) 公の利益のために行う場合。

(3) (本法第76条第3項(d)号の目的のために) ある者の死亡を確認するために、調査をする場合には、

(a) 登録官は、定められた手数料を受領し、氏名を特定した養子の養親又は実親の状況を開示することができる。ただし、

(b) 登録官は、その者に関する文書を調査することを許可することができない。また、情報のプリント・アウトしたもの若しくは文書の写しを交付することもできない。ただし、本条第1項の規定する場合は、この限りでない。

第76条 [略]

第77条 [ある者の性別表記が訂正された場合、性の指定又は再指定が登録された場合に関する閲覧の制限]

(1) 本条において、「出生情報」とは、本法又は旧法に従って登録された個人の出生に関する情報をいう。

(2) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。

(a) ある者の性に関する出生情報。本法第84条又は旧法の関連する規定に従って、後に性が訂正された場合。又は、

(b) 本法第84条又は旧法の関連する規定に従って、ある者の性に関

性同一性障害と性別表記

連する出生情報が訂正されたことに関連する情報。

(3) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。

(a) 人の氏名を特定することは、次の場合には出生情報である。

① ある者の性に関する情報が登録された後に、本法第84条若しくは旧法の関連する規定に従って訂正された場合であり、かつ、

② 上の訂正がなされた後に、その者が採用した新しい氏名が出生情報として登録された場合。又は、

(b) 本法第84条の規定に従って、ある者の性に関連する出生情報が訂正された後に、その者が採用した新しい氏名の登録に関する情報。

(4) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。

(a) ある者の性が指定されていないことは、出生情報である。本法第5章の規定に従って、その者がある性に属するものとして登録された後には、それも出生情報である。

(b) ある者の登録されている出生情報が性に関する情報を含んでおらず、本法第5章の規定に従って、後にその者がある性に属するものとして登録された場合には、その事実は出生情報である。

(c) ある者がある性に属するものとして登録されていたが、後に本法第5章の規定に従って、その者が他の性に属するものとして登録された場合には、その事実は出生情報である。

(d) ある者がある性に属するものとして登録されていたが、後に本法第5章の規定に従って、その者が他の性に属するものとして登録された場合には、当初の出生登録は出生情報である。

(e) ある者の氏名を特定することは、次の場合には出生情報である。

① ある者がある性に属するものとして登録された後に、本法第5章の規定に従って他の性に属するものとして登録された場合において、新しい氏名が登録された場合。及び、

② 出生情報が登録された後に、その出生情報に含まれている氏名ではない氏名が、本法の規定に従って登録された場合。又は、

(f) ある者がある性に属するものとして登録された後に、本法第5章の規定に従って、その者が当初に登録されて性とは異なる性に属するものとして登録された後に、その者が採用した新しい氏名が登録された場合。

(5) 登録長官以外の者は、本条第2項、第3項又は第4項の規定する情報を含む文書を閲覧することを許可することができない。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することはできない。

(6) 登録長官は、次の場合に限り、本条第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができる。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができる。

(a) ある者が自分自身の情報を調査する場合、又は、

(b)① 財産又は信託の管理に関連する目的のために、文書を調査し、そのプリント・アウトしたもの若しくはその写しを欲する場合であり、かつ、

② その者が、遺言執行者、遺産管理人又は信託受託者であり、かつ、

③ 当該情報がその目的のために重要である場合。又は、

(c)① 予定している婚姻が男女間の婚姻であるか否かについて調査する目的で、文書を調査し、そのプリント・アウトしたもの若しくはその写しを欲する場合であり、かつ、

② その者が、司式者又は登録官であり、かつ、

③ 当該情報がその目的のために重要である場合。

(7) 登録長官は、次の場合に限り、本条第3項又は第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができる。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができる。

性同一性障害と性別表記

(a) ある者が自分自身に関連する情報を調査する場合。

(b) 当該者の出生から120年以上が経過している場合。

(8) 本条第6項及び第7項に規定する場合を除き、登録長官は、本条第2項、第3項又は第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができない。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができない。ただし、家庭裁判所、地方裁判所又は最高裁判所が、次の目的のために、命令した場合を除く。

(a) 偽りの供述をしたことに対して訴追することを目的とする場合、又は、

(b) 婚姻の有効性に関する問題について調査する場合、又は、

(c) 本法第28条の規定に従って登録された情報の真偽について調査する場合、又は、

(d) その他特別の事由がある場合。

(9) 本法の規定にかかわらず、ある者の同一性を確定することに利益を有する政府の公務員に対しては、登録長官は、次の事実を開示することができる。

(a) ある者の性が指定若しくは再指定されたことが、本法第28条の規定に従って登録されたという事実、又はある者の出生情報に関する登録が本法第84条の規定に従って訂正されたという事実。

(b) その当時の氏名。

(c) 後にその者が後に採用した新しい氏名。

[中略]

第10章 登録長官及び登録官 [略]

第11章 雑 則

第84条 [誤記の訂正]

(1) 登録官は、本法又は旧法に基づいて登録された事項に事務的な誤

りがあると判断する場合には、それを訂正し、その誤り及び訂正について、登録長官に報告するものとする。

(2) 本法又は旧法に基づいて登録された情報が誤りである場合には、登録長官は、それを削除させ、(登録長官の有している情報が正しいと判断する場合には) それに代えて、正しい情報の登録をさせる。

(3) 登録長官の有している情報が正しく、登録すべきものであるにもかかわらず、本法又は旧法に基づいて登録されていない場合には、登録長官はその登録をさせる。

(4) 本条の目的とする事項が満たされる前には、登録長官は、問題の状況に関する宣言を求め、その他適切と考える証拠を提出させるものとする。

第85条〔家庭裁判所は、困難な場合又は争いがある場合には、正しい情報について審理する〕

(1) 本法第84条の規定する何らかの事項について不確定である場合には、登録長官は、登録長官の事務所から最も近い家庭裁判所に対して、その判断を求めるべきものとする。

(2) 本法第84条の規定する何らかの事項について、本法第84条の規定に基づいて、登録長官に何らかの行為を求める者は、登録長官の事務所から最も近い家庭裁判所に対して、その判断を求めるべきものとする。

(3) 本条に関する申請を受理した家庭裁判所は、本法第84条の規定にかかわらず、下記の行為をした後に、登録長官がどのような行為をすべきかについて判断すべきものとする。

(a) 裁判所が適切と考える事項について、当事者を審問すること、及び、

(b) 裁判所が適切と考える証拠の提出を求めること。

〔中略〕

第87条〔宣言 (Statutory declarations)〕

本法及び1955年婚姻法 (the Marriage Act 1955) の目的に関してな

性同一性障害と性別表記

された宣言に関して、登録長官及び登録官は、1957年宣誓及び宣言法 (the Oaths and Declarations Act 1957) の第9条の意味における宣言を受領する権限を与えられた者とみなす。

第88条 [規則]

(1) 登録長官は、枢密院令 (Order in Council) によって、規則を定める。

(a) 本法の目的に関して支払うべき手数料の額。

(b) 本法の適切な執行及び監督のために必要と考える事項。

(2) 本法第1項の規定に従って定められて規則は、統計処理のために必要な事項についても定めることを要する。

第89条 [違反及び罰則]

(1) 次の者は、犯罪を犯したもとする。

(a) 本法において登録すべき事項について、故意に偽りの登録をさせた者。

(b) ある者（登録官を除く）が、登録官の許可なく、故意に電子的に蓄積された機器を支配し、又はアクセスし、次のことを行った場合（機器のプログラム、基本装置、若しくは機器に変更又は損害を与えた否かを問わない）。

① 機器に蓄積されている情報を削除若しくは変更したとき、又は、

② 削除若しくは変更すべき情報を蓄積したとき、又は、

③ 機器に新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積したとき、又は、

④ 機器に新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積することを許したとき。

(c) 登録官が、本法の規定に従わずに、故意に次の行為を行ったとき（機器のプログラム、基本装置、若しくは機器に変更又は損害を与えた否かを問わない）。

- ① 機器に蓄積されている登録情報を削除したとき、若しくは変更したとき、又は、
- ② 機器に蓄積されている登録情報を削除すること、若しくは変更することを許したとき、又は、
- ③ 登録長官のために電子的に登録されている機器に、新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積したとき、又は、
- ④ 登録長官のために電子的に登録されている機器に、新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積することを許したとき。

(d) 本法の規定（証拠の提出を求める規定を除く）に違反する行為、又は従わない行為。

(e) 本法の規定する情報を提供することを拒否し、又はそれを教唆する行為。

(f) 登録官が、

- ① 本法若しくは旧法に従って登録された書面の全部若しくは一部を過失により紛失したとき、又は毀損したとき、又は、
- ② 上記の書面を毀損することを過失によって許したとき、又は、
- ③ 本項(c)号に規定する行為を過失によって行ったとき。

(2) 本条第1項(a)号、第1項(b)号又は第1項(c)号の規定に違反して犯罪を犯した者は、2年以下の自由刑に処する。

(3) 本法に違反する犯罪を犯した者は（本条第1項(a)号又は第1項(b)号に違反した場合を除く）、略式手続（summary conviction）により、次の額を越えない罰金に処する。

(a) 本法第42条の規定に違反した場合には、2000ドルとする。

(b) 本法第41条の規定に違反した場合には、1000ドルとする。

(c) 以下の場合には、500ドルとする。

- ① 本法第41条又は第42条以外の規定に違反したとき。又は、

性同一性障害と性別表記

① 本条第1項(d)号から(f)号までの規定に違反したとき。

(4) 1961年犯罪法 (the Crimes Act 1961) の第150条の規定を適用する。

第90条 [略]

第91条 [手数料]

(1) 本法又はその他の法律において手数料を支払うべきものと規定されている場合には、登録長官又は登録官は、手数料の支払いがあるまで、行為することを拒絶することができる。

(2) 本法の規定にかかわらず、登録長官（登録長官が許可した場合には、登録官も）、以下の行為をすることができる。

(a) 本法において支払うべきものと規定されている手数料の全部又は一部を免除することができる。又は、

(b) 本法において支払うべきものと規定されている手数料の全部又は一部を返還することができる。

(3) 本法の規定にかかわらず、当事者の死亡後10年間については、本法第50条の規定に基づいて登録された情報を含む書面を調査すること、その情報のプリント・アウトしたものを請求すること、又は写しに関しては、手数料の支払いを要しない。

IX お わ り に

筆者は、性同一性障害の場合の戸籍訂正問題に関して立法的な解決をはかることが望ましいと考えるが、わが国では、性同一性障害に関する特別の立法はなされていない。したがって、戸籍上の性別表記の訂正は、戸籍法113条を根拠として対処せざるを得ない。

1 性再指定手術を受けていることが必要か

筆者は、これまで、戸籍法113条を根拠として、戸籍上の性別表記の訂正をするためには、性再指定手術を受けていることが必要であるとの見

解を表明してきた。原則的には、今もなお、この立場を維持したいと考える。しかし、2つの点で私見を明確にしておきたいと考える。

第1は、どの段階までの性再指定手術が必要かという問題である。例えば、FTMの場合に、常に、最終段階の陰茎の形成手術まで要するとしなくてもよいのではないかと考えている。要するに、FTMの場合には女性としての生殖機能を喪失していればよく、MTFの場合には男性としての生殖機能を喪失していればよいと考えている。

第2に、この考え方を押し進めれば、例えば、長年にわたってホルモン療法（男性ホルモンの投与）を受けてきた高齢のFTMであって、女性としての生殖機能を喪失している場合には、性再指定手術を受けていなくても、性別表記の訂正を認めてもよいのではあるまいか。要するに、FTMの場合には女性としての生殖機能を喪失していればよく、MTFの場合には男性としての生殖機能を喪失していればよいと考えるのである。

2 婚姻していないことが必要か

性別表記の訂正を認めるためには、当事者が婚姻していないことを要件とすべきであると考え。過去において婚姻していたことは、性別表記の訂正を認めるための障害とはならない。また、子があることも障害とはならない。さらに、性別表記の訂正後に、新しい性別に属する者として婚姻することにも障害はない（大島俊之「性同一性障害と婚姻」神戸学院法学30巻1号（2000年）参照）。

しかし、性別表記の訂正をする時点においては、婚姻していないことを要すると考える。これを要件としなければ、同性婚を認めることになる。筆者は、同性「婚」を認めるべきではないと考える。ただし、一定の連続性および安定性のある同性どうしのカップルに対して、税法・社会保障法などの面で、法律婚上の夫婦に類似した保護を与えることは必要であろう。要するに、民法上の婚姻としては認めないが、その他の法

性同一性障害と性別表記

領域においては、生活共同体の実態を可能な限り尊重するというのが、私見の立場である。この点では、フランスにおいて最近立法された連帯協約法（PACS）が、参考になろう。

3 医師の鑑定書について

複数の医師の鑑定書を要求することが適切であろう。手術に関与した医師と、手術に関与しなかった医師の鑑定書を求めているカナダ各州の立法例は大いに参考にある。また、精神科医、内分泌科医、泌尿器科医など、鑑定する医師の専門領域についても配慮すべきであろう。

4 訂正の事実が分からないように表記すること

現在の戸籍実務における続柄欄の訂正の方法では、訂正したことが一目瞭然である。例えば、山内俊雄『性同一性障害と性のあり方／性再指定手術は許されるか』（明石書店、1999年）142頁に、続柄欄の訂正された戸籍のコピーが掲載されている。

現在の戸籍実務においても、特別養子の場合には、法律の素人には特別養子であることが一目瞭然とならないような配慮がなされている。性同一性障害による続柄欄の訂正の場合にも、このような措置をすることが望ましい。

この点で、アメリカにおいては、養子縁組および性同一性障害による性別表記の変更の場合における新しい出生証明書の発行に関して、その事実が明瞭にならないように配慮している例が多いことが興味深い。